

粘 土	煉瓦、 土管 原料	耐火 材料	火山灰		石灰岩 (セメン ト原料)		製紙紡 (織用)		鏡水		砂		總 價 額
			價	數	價	數	價	數	價	數	價	數	
五、七五八、三九三	六六、四〇八	—	三〇、〇〇〇	—	—	—	八五、一三七	三、四四一	一、五〇〇	—	—	—	六七六、一五五
五、四四六、四八〇	五五、一九〇	—	一、二〇〇	—	—	—	一一五、〇一四	三、七四四	一、三二五	—	—	—	五六七、三三八
四、六三〇、六四〇	四四、八二六	—	一〇〇、〇〇〇	—	—	—	一、五〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	一、三〇〇	—	—	—	三三四、九六六
四、二四五、二四三	四一、九三三	—	九〇、〇〇〇	—	—	—	一、三〇〇、〇〇〇	一〇、二二〇	一、三三三	—	—	—	三四二、七四三
五、三六二、三三八	四九、一六二	—	九〇、〇〇〇	—	—	—	一、二九、一〇〇	五、九一六	—	—	—	—	三四七、九六八

沿革及現況

石灰は主として東筑摩郡筑摩地村、鹽尻町、宗賀村及諏訪郡富士見村落合村等より生産されて居

るものである右落合村富士見村地方に於ける石灰の製造は今より凡そ二百年前に創始せられたるもの、如く又東筑摩郡宗賀村筑摩地村地方では今より凡そ八十年前より創められたるもの、如くである近年引續き市價安の爲生産額が減少しつゝ、あつたが昭和七年に於て需要著しく増加し前數年間に見ざる多額の生産量を示し益々發達の狀況に在る、最近に於ける製造場の數は三十九、之に従事するものは男百六十二人女九人であつて總生産額は次の如く二百七十一萬七千七百三十貫、十六萬三百三圓である縣内北安曇郡、南佐久郡、上伊那郡等よりも産出しつゝあるが未だ僅少であつて縣總生産額の七割五分は筑摩地村から生産されるものである。

(石灰統計)

年 別	數 量	價 額
昭和三年	二、六四四、九三〇	一五六、九九〇
同 四年	一、九三四、〇〇〇	一三三、〇五五
同 五年	一、八二二、〇〇〇	一〇四、〇六〇
同 六年	一、七四五、九七七	一三八、三二六
同 七年	一、七二〇、七七一	一六〇、三〇三

(和田)

第七章 水産業

三〇

沿革及現況

本縣の水産業は地理地勢上往昔より一般人士に顧慮せらるゝ所少かつたが、具眼達識の士によりて僅に其の必要を唱導せられ、彼等に依つて施設企劃を見たこと必ずしも尠しとしない、特に魚食の大和民族は山岳重疊の内にあつても、尙ほ獸肉を食膳に供するを嫌忌するの永き慣習を有し、縣内の河川湖沼に漁獲物を求め相當自足の途を講じたが、固より之れでは不足で交通運輸の發達せざる時代に於ても、越後街道及糸魚川街道により日本海方面に鮮魚及び鹽乾魚を求め、木曾路によりて素乾、煮乾の介藻類を求め、碓氷の嶮を経て、北部太平洋の鹽乾魚を移入した。水産物の配給狀況は必然的に内水面漁業及び水産養殖業の隆興と發達とを促し、海産物の配給に薄き佐久平並に下伊那北方の平坦地に養鯉業の發達を促し、諏訪湖は漁業の殷賑を示して蛋白質供給の寶庫の觀あり魚類保護蕃殖の消極的施設の古きものがある、又縣内を南北に貫流する四大川は夫々漁業上の特長を現はし、識者の重要視する所である、明治十二年前後既に孵化放流を行へるも、明治の末期に至りて水力發電事業の勃興し、大正年代に亘りて隆盛に趨くや、河川漁業に一大變革を來たし、更に積極的施設を加ふるの要を認むるに至りて今日に及んだ。

水産製造業は漁獲物需給の關係上著しき發達を認むるに至らず、唯天恵を利用して寒天製造業の特異なる發達を認むるに過ぎない。(長田)

第一節 漁業

沿革及現況

本縣の漁業中湖沼に發達せるものは古き沿革を有し、漁利は當該地方の生活に相當重要な經濟關係を有し、河川漁業に在りては交通機關の發達を見ない時代の自足經濟に大なる關係を有したるも、世運の進展に伴ひ相當の變遷を來たした、然れども本縣の地理地勢は當然河川水面の利用を必要とするものであり、而して近年に於ける各種の増殖施設は明かに生産の増加を示してゐるのみならず其施設も愈々新らしさを加ふるに至つた。(長田)

第一項 湖沼漁業

沿革

本縣の湖沼に於て最も古き歴史を有するものは諏訪湖で湖沼學者は湖底及び湖岸附近に於ける石器時代の遺物の發掘によりて漁業の淵源を人類が之の地方に居て構へたと同時代なりと論じてゐる、大古建御名方命諏訪に來給ひてより國族主として漁業に従事した、而して中古の漁業状態は詳かならざるも漁業も相當殷盛なりしもの如く、織豊時代既に魚類の移殖を行つた。江戸時代には三濱と稱する小和田(上諏訪)小坂(湊)花岡(湊)の三漁村を算へ、住民は漁業を以て生計を營み、藩廳は之等の漁村に特權を與へ保護を加へた。

諏訪湖に於ける漁獲數量の最も大なりしは今より凡そ百六十年前である、當時尙ほ交通の便開けず、山岳を以て圍繞せらるゝ此の地方にありては諏訪湖は實に唯一の活魚生産地であつた、斯くて藩制時代によりて濫獲の禁を布いたが寛政(一、七八九—一、八〇〇)の頃より漁獲漸く減少し、維新

の頃に至つては更に著しく減少した。然れども明治十三、四年頃には尙ほ比較的盛に行はれ花岡の如きは毎戸漁業鑑札を掲げざるはなかつた、又釣魚は各部落より漁船七、八十艘の出漁を見た、特に鮒の漁期の如き夜間一部落の漁民悉く之に従事し、爲めに湖上數百の漁火を點じ壯觀を極めたと云ふ、然るに近年漁業の振はざるは濫獲も其の一因を爲すと雖も、弘化(一、八四四—一、八四七)の末より湖畔を埋立開墾し始めたるにより水族をして次第に其の棲息場及び繁殖場を失はしむるに至り、又天龍川河口附近に西天龍耕地整理組合の灌漑用水取入堰堤を築造し、魚苗の流失、浜河魚類の浜上沮止の如き大なる原因と云はなければならぬ。又野尻湖に於ける漁業は舊記より考證し古くより漁業を行ひたるは明かなるも漁業發達の經過よりして極めて漁利の薄かつたのを知り得べく、明治維新以前千曲川より投網傳來し、明治十年頃諏訪湖より出格子渡來し、釜も亦前後して傳はつた、明治十三年縣に於て水面利用厚生の見地より鮭の孵化放流を行ひ、明治二十四、五年頃刺網越後直江津方面より來たれるも、地曳網に至りては大正元年以後のことと屬す、明治三十五年七月漁業法に基きて長野市森田斐碓區劃漁業の出願を爲して免許を得、始めて野尻湖に漁業權の設立を見た、大正元年以後信濃尻村池田萬作姫鱒卵の孵化放流をなし、大正元年より翌年秋季に於ては豫期以上の漁獲を揚げ、大正十五年より昭和六年迄再び縣に於て鱒族の孵化放流を行つた、

仁科三湖(青木、中綱、木崎の三湖)に於ける漁業は鳥居文學博士の湖畔に於ける石器時代の漁具破片の發見によりて既に石器時代に漁事の營まれたるを窺知せられ、大寶年間(七〇一—七〇三)の昔より北安曇郡社村の神明宮に湖産赤魚の供進の舊慣よりして漁業の沿革の古きを知られる、降つて永録四年(一、五九一)西山勘兵衛が川中島戰役の功によりて青木湖の水面を武田家より下賜せられ、天正十九年(一、五九一)頃より毎年赤魚を「海の役」として上納したるものゝ如く、斯くして明

治初年に及んだと云はれる、明治時代に於ける三湖の漁業は極めて幼稚にして發達の跡著しきものを認むるに至らず、大正十年農林省水産講習所木崎養魚池の木崎湖畔海の口に設立せらるゝに及んで同場及び本縣の指導と増殖施設の奨勵によつて漁業の基礎を確立するに至つた。

湖沼用の漁具は諏訪湖に最も發達し、就中爬貝類、陷筭類に富めること本邦稀に見る所で此の湖の深度小なるに因り、本湖より他の湖沼に漁具を傳へたるもの尠くない、例へば出格子(牢屋)を仁科三湖及び野尻湖に傳へ、釜を野尻湖に移し、仁科三湖の寶立(ガンゴジ)は亦諏訪湖の漁夫の教へたるもので之に改良を加へ盛に使用す、諏訪湖に於て舊時使用せし「氷引網」を秋田縣八郎瀉の漁夫に傳へたりとも云はる。

諏訪湖に於ける主要なる漁具を掲ぐれば左の如し、(長田)

- 扱具類。 稽
- 釣具類。 穴釣、留釣、竿釣、流し釣
- 爬貝類。 歛、蜆鋤簾、桁網(つぶひき網)
- 陷筭類。 竹釜、網釜、出格子(牢屋)、屋塚
- 網具類。 攪網、投網、片手押(搔網)、長柄押(搔網)、四手網、建網(まよめ網)、刺網、地曳網
- 漁撈装置。 寶立、築

湖沼漁業の消長

諏訪湖、野尻湖及び仁科三湖に於ける漁業者の消長を示せば左表の如くである。

湖沼名	所在地	海拔高	面積	湖岸線最大深度	魚種	増殖施設 放養量	重要棲息生物	生産高		備考
								数量	金額	
諏訪湖	諏訪郡	二、五七 ^尺	一、四六五 ^{町歩} 、四三 ^{町歩}	二 ^尺	鯉、鯿、鰻、鯰	八二五、〇〇〇 ^尾	鯉、鯿、鰻、鯰	六七、四三 ^百 、九三 ^百	多し	漁業者一、三三〇名 増殖施設、縣及漁業組合に於て行ふ。使用漁具、投網、建網、出格子、笠、釣、助簾、曳網等である。
野尻湖	野尻郡	五	一七	五	鯉、鯿、鰻、鯰	一一一、六九 ^百	鯉、鯿、鰻、鯰	四〇、一三 ^百	少し	漁業者一七名 に於て一七名、投網、出格子、釣、出格子等である。
仁科三湖	仁科郡	七	五	二〇	鯉、鯿、鰻、鯰	二〇、三〇	鯉、鯿、鰻、鯰	三〇、四〇	多し	漁業者四名 に於て四名、投網、出格子等である。

本縣に於ける湖沼の概要一般を示せば左表の如くである。

湖沼名	所在地	海拔高	面積	湖岸線最大深度	魚種	増殖施設 放養量	重要棲息生物	生産高	備考
諏訪湖	諏訪郡	二、五七 ^尺	一、四六五 ^{町歩} 、四三 ^{町歩}	二 ^尺	鯉、鯿、鰻、鯰	八二五、〇〇〇 ^尾	鯉、鯿、鰻、鯰	六七、四三 ^百 、九三 ^百	多し
野尻湖	野尻郡	五	一七	五	鯉、鯿、鰻、鯰	一一一、六九 ^百	鯉、鯿、鰻、鯰	四〇、一三 ^百	少し
仁科三湖	仁科郡	七	五	二〇	鯉、鯿、鰻、鯰	二〇、三〇	鯉、鯿、鰻、鯰	三〇、四〇	多し
松原湖	南佐久郡 北牧村	四、〇三 ^三	一〇	三〇	二五		鯉、赤魚、鮒		
柳久保池	上水内郡 津和野村 更級郡 信濃村	二、〇六 ^三	八	二九	七九		同右		
猪名湖	南佐久郡 南牧村	三、五三 ^三	二〇	二九	二五		鯿、鮒、鯉、岩魚	少し	
蝶湖	同右	三、五三 ^三	一〇				同右	少し	
琵琶池	下高井郡 平穩村	四、三三 ^四	二二	六九			見るべきものなし	少し	
大沼池	同右		三三、一〇 ^五				見るべきものなし		
大正池	南安曇郡 安曇村	五、〇六 ^五		一三			岩魚		

第二項 河川漁業

沿革

本縣の四大川たる千曲川、犀川、天龍川及び木曾川の漁業は特定の漁撈装置たる定置漁業を除くの外、多くは四民に開放せられたる自由漁場として漁事を行はしめた。明治維新以前に於ては各河川の水量豊富にして漁利尠からず、千曲川筋下高井、更埴地方より小縣郡に亘る區域の如きは好漁場

で鮭鱒の浜上期には特に盛観を致したるもので現今に於ても上高井郡川田村地籍に於て十月、十一月の鮭浜上期四つ手網の櫛比する状況は河川漁業中稀に見る所である。明治十八年始めて掲出せられたる漁業統計に付きて漁業者及び漁船数より見るも、諏訪湖は漁業者数二、五八〇人、漁船数一、〇二八艘を算し、下流第一の漁業地たるを示し、千曲川筋小縣郡より上高井郡に至る漁業者数は一、六五〇人、漁船数一三九艘を算し、全く他の河川湖沼の及ぶ所でない。當時船打投網の如きは盛に行はれ漁獲物の製造加工をも行つた。

犀川筋松本より東筑摩郡中川手村に至る区間の如きは好漁場として漁獲少からず、鮭瀬付漁業の如き特種漁業の發達をも認め、沿線專業漁業者今尙少くない。

諏訪湖の末流たる天龍川も諏訪湖の影響を蒙りて上伊那郡下に於ては相當漁業の發達を認め、天龍川全瀬切梁の如き他の河川に認めざる規模の大なるものあり、人力及び資本を多額に投せるものを存してゐる。

明治維新後山林の濫伐となり、各河川共に水源は涸渴し、漸く濫獲の弊風を生んだ、當時の明府たる縣令檜崎寛直は之に意を注ぎ、上高井郡綿内村及び上伊那郡南箕輪村に孵化場を創設し、鮭鱒の人工採卵孵化事業を採用し、千曲川筋川田村地籍に於て採卵するの外、越後三面川に鮭卵を求め或は多大の努力を拂ひて琵琶湖に鮭卵を求め、之れを千曲川及び天龍川に放流した。

明治の末期より大正年代に亘り水力電気事業の勃興ありて河川の流量を減し、或は渇水時河川の枯渴區域をも現出する状況にして爲めに魚類の蕃殖に一大支障を來した、茲に於て由來魚介に乏しく生鮮なる魚肉に恵まれざる各河川の沿線の住民は獨り漁業者のみならず、齊しく河川生産の貴重なる之が保持の必要を覚え、河川漁業組合の設立となり、雅魚の愛顧、濫獲の弊風の匡正となり

或は積極的に魚苗の孵化放流事業を計畫するに至り、縣に於ても大正八年度より産業獎勵費中に水産獎勵費を新に計上して技術員を設置して技術指導を行ひ、大正十二年二月殆んど諏訪湖を對象として制定せる漁業取締規則の一大改正を行ひて許可漁業の制度を新設し、魚堰漁業、瀬付漁業、石塚漁業、鵜飼漁業、地曳網漁業を爲さむとする者は知事の許可を受けしむるの外、禁止漁業、禁止漁期、禁漁區域、採捕の禁止制限及び罰則の制定を行つた。

大正十四年縣稅徵收規程を改正し、漁業組合員の其の區域内に於ける漁業に對しては漁業稅免除を行ひ、實質的に漁業稅を漁業組合に委譲し、自主的に河川の増産を計らしむるの方策を採り、大正十五年度より國庫の補助を受け、必要ある河川に鮭鱒の孵化放流事業を行ひ、昭和四年六月には長野縣水産増殖事業獎勵金交付規程を制定し、縣内の漁業組合、漁業組合聯合會、水産會等に對し水産動植物の放養若くは移植を爲す場合に獎勵金交付の途を拓いた。(長田)

漁業上より見たる河川の現況

河川名	縣下		増殖施設	重要性	生産高		利用	備考
	流程	障礙物數			數量	金額		
富士川	六里	一	河鱒	山女、鱒、鰻、雜魚	八二	三二二	小	河底は砂礫にして流れ稍急なり、漁業者數二八人。使用漁具は重として投網と釣りである。
天龍川	三〇	一九	全川赤魚、鮭	鮭、公魚、鯉、鮎、鰻、鮪、鰻	一〇七、〇七八	一八九、六七三	多	縣及漁業組合にて増殖事業をなせり、河底は砂礫にして稍急なり、使用漁具は投網、釣、笠、築である、漁業者數七三三四人。
矢作川	五	一	一	赤魚、鱒、鰻	五二五	二、三九〇	中	河底は砂礫にして流れ稍急なり、漁業者數二六二人。使用漁具は投網、釣である。

木曾川	三	一三	全川	山女 河鱒 虹鱒	九五、五四三 八三、八七五 二八、三六〇	赤魚、鱒、 鮎、鮭、山 女、鮎、鱒	五、七九三	一八、六九九	多	縣及漁業組合にて増殖事業を行ふ 河底は砂礫にして流急なり、使用 漁器は釣、打網、笊、羽瀬笊等で ある。漁業者數四九二人。
信濃川	五	七一	全川	赤魚、鱒、鮎、 鮎、鮎、鮎	一三三、五〇〇 一、二五〇 三、七、五〇〇 八〇、〇〇〇 四〇、九九、五〇〇	赤魚、鱒、 鮎、鮎、鮎	一、三九、五〇〇	三九、九七五	多	縣及沿線關係漁業組合にて増殖事 業を行つた。河底は砂礫及砂泥に して流れ稍急なるも下流には緩流 なる所あり。漁業者數五、四九六 人。使用漁具は築、投網、釣、笊 四つ手網等である。
關川	三	四		鱒、鮎、山女					中	河底は岩石及礫にして流急なり、 漁業者數四五人。使用漁具は重と して投網、釣である。
姫川	九	三		魚、鱒、鮎、赤			一、一七九	二、二七〇	中	河底は砂礫にして流れ稍急なり、 漁業者數二四二人。使用漁具は主 として投網、釣である。
志久見川	三、三	一							小	

第三項 漁業制度及漁業取締

石器時代既に漁業の行はれたる本縣に於ては神社に供進の慣例があり、青木湖の如きは大寶（七〇一七〇三）の昔より之を行ひ、諏訪湖に於ても往古より神前に供進のことありたるも、漁業制度の確立したる最初ものは永祿四年十一月（一五九一）西山勘兵衛が川中島合戦に北越押として拔群の勳功を立て馬場美濃守より青木湖の水面を下賜せられたるに始まり、徳川時代に至り高島藩に於て諏訪湖の漁業を御家中の外小和田、小坂、花岡の三村の住民に限り「柄搦御免」と稱し湖上漁業の特権を與へられ、三村民は網干場を他村地籍内にも設けることが出来た天正年間（一五七三—一五

九一）高島築城と同時に小和田は築造位置より現在の地に移されたるもので之が賠償として種々なる特権を與へられ「氷引」漁業の如き當時既に禁止漁法たるに拘はらず特に之を許可せられ、或は自己の漁船を「御用漁船」と稱し、他の二村漁民に對してすら操業上の横暴を極めたりと云ふ。春夏の交河川氾濫に際し、鮎の群をなして注入河又は湖畔の稻田に浜上するや、氾濫中三日間で特に「濁り川三日」と稱し、藩廳は一般漁夫の漁撈を禁止し、藩士にのみ六斗川より湯の脇下に至る湖畔の水田及び注入河川に於て捕獲するを許したと云ふ、尙三村の漁民は毎年舊曆十一月「御用投網」と稱して鯉を漁獲し、其の優良なるものを選びて藩主に献し、藩主在府の時は之を江戸に送荷した。

河川の漁業に付ては犀川に於て寛永十九年（一六四二）水野忠清吉田より松本城に入城し足輕制を施す、足輕の扶持僅少なりしを以て漁業の特権を與へ之を扶助したと云ふ、又慶安年間（一、六四八—一、六五一）同藩に於て中川手村字鼠川以東南地を漁業區と定めて運上の制を設け、運上高五斗五升と定め、該地方住民に漁業の特権を與へた、之れ本縣に於ける河川漁業權の起源であらう。

天龍川下伊那郡下に於ては舊藩時代（年代不詳）より沿岸に接続せる地主の地先權を尊重し、特に掬網、待網等に於ては漁業者は漁場の最適地又は漁場に接続せる地籍を買入又は借り受け漁場となし漁業に従事した、又築漁業に於ては昔時より傳統的に設置の特権を永續せる個所があつた、惟ふに本縣の河川に於ては地先權の尊重、傳統的に漁場の所有より漁業權の發生を見るに至りたるものなるべく次第に川漁冥加、魚取税の如き税制を産みて漁業權の確立を見たるものであらう。文久二年（一、八六二）西山勘十郎が祖先より傳はる青木湖を買入とし、水内郡南小川村伊五郎右衛門より百兩を借用した、當時湖の所有の目的は全く漁業の外に途を存せず、湖の質入はとりもなほさず漁業權の質入にして勘十郎の悴要藏が明治十二年縣令檜崎寛直に青木湖借入願を提出したる目的が漁業に

存したる點よりするも明かにして本縣に於ける漁業權擔保の嚆矢であらう。

明治三十四年漁業法の公布せらるゝや、卅五年七月長野市横澤町森田斐碓野尻湖に區劃漁業權を出願し、同年八月始めて設定せられ、三十五年九月更級郡力石村小宮山元治は千曲川に定置漁業權の出願を行ひ、同年十月免許を得たるものを最初の漁業權獲得者とし、三十六年中には漁業法に基きて漁業權獲得の出願を爲すもの多きを加へた、河川に區劃漁業權を設定せるは大正十五年六月木曾川漁業組合の出願せるものにして河川に築造せられたる堰堤より上流の流域を限界せられたる水面と認め、西筑摩郡吾妻村茅ヶ澤大同電氣株式會社賤母發電所堰堤より上流一帯の木曾川本支流を漁場區域とし、魚類の孵化放流により養殖業を爲すものと解釋し、鱒族、赤魚、鰻、鯉に付き第二種區劃漁業權十ヶ年の免許を與へたるを始めとし、其の他南佐久漁業組合千曲川に北佐久漁業組合千曲川水系湯川に區劃漁業權を設定取得した。専用漁業權に付ては大正五年八月諏訪湖漁業組合に對する免許を最古の専用漁業權とし、河川水面に於ける専用漁業權は昭和四年四月千曲川漁業組合及び下伊那漁業組合の獲得に始まり、縣下三十一漁業組合中専用漁業權を有する漁業組合八を算した。

漁業税に付きては運上、川漁冥加、魚取税等と稱し、縣内各水面によりて區々の税課を賦せられ犀川に於ては慶安年間(一、六三九—一、六五一)既に松本藩に於て課税し、諏訪湖に於ては寛永年間(一、六二四—一、六四三)より明治七年に亘る二百三十五年間湖面に畝歩を附して課税せらるゝ方法により藩廳に納税した、其の他諏訪湖面に關する種々なる經費は「海入用割」と稱し、各濱の草高、戸數、人口に準據して徴收せられたり。

明治十一年第三十九號に布告を以て雜種税中漁業採藻の類、漁業採藻税は各地の慣例によりて之

を徴收すべしとの命令によりて税制の確立を見たものと云ふべく本縣に於ては明治十二年度新に幹流本瀬縮切梁、幹流半瀬縮切梁、支川縮切梁及流網に關し縣内一樣なる課税方策を採り、自由漁業に對して税制を設定し、同年度の漁業税歳入決算額 一、三三六圓二五を示してゐる、明治十四年度自由漁業に對し課税種目を獨立漁業と稱するに至り、明治三十年度より方言「モジ」と稱するものを流網と同様の課税をなすに至つた、大正六年度諏訪湖、仁科三湖(青木、中綱、木崎の三湖)の組合員の漁業税の免除を爲すに至り、大正十四年度より更に縣稅賦課徵收規則を改正し「漁業法に依り設立したる漁業組合の組合員の其の區域内に於て漁業するもの」に付ては課税せざることとした、本制度は漁業組合の所有する船にして其の組合の用に供するもの」に付ては課税せざることとした、本制度は漁業組合の助長保護策なるのみならず本制度の制定精神は漁業税を漁業組合に委譲し、自主的に河川湖沼の増殖を行はしめんとするものである、本縣漁業税總額の少にして最低額を示す大阪府と略同額にして遠く山梨縣のそれに及ばざる所以である。

漁業取締に付ては古くより制度を存したるも湖沼就中諏訪湖に關する取締にして河川に關する漁業の取締、蕃殖保護に關する制度少い、慶安年間(一、六四八—一、六五一)松本藩に於て犀川の鮭鱒族増殖の目的を以て同魚族の漁獲に制限をなすと同時に中川手村字御寶田大王神社附近に禁漁區を定めたり、又鮭、鱒魚獲開始は秋季土用入の日よりと定め、當日藩主代官出張し、村民一同と共に同村字御寶田大王神社に川開き祭典を行ひ漁業開始の吉例とした。

諏訪湖に於て寛政九年以前に於て相當整備せる取締規則ありたるものゝ如きも其の内容詳かならず、寛政九年(一、七九七)に至り該取締規則に多少改正を加へ、更に天保(一、八三〇—一、八四三)弘化(一、八四四—一、八四七)に亘りて之が取締を嚴にし禁漁區域を明にし「海役場」を設けて此處に

「海役人」と稱する監督者を置き巡廻せしめて漁具の制限を確定し、専ら水族の蕃殖に力を用ひた。
 明治維新以後にありては明治十三年十二月勸百五十八號の達にて漁具漁法に制限を加へ「川干、角うけ、つす、かいづけ、八陳、やとり」を禁止し、明治二十二年四月縣令第二十七號を以て「氷引すり引」の漁を禁止、河原エゴ及び澁のエゴを禁漁區に制定した、明治三十一年四月縣令第二十二號を以て更に諏訪湖に流入する河川に締切築の設置を禁止した。

明治三十四年漁業法制定に基き明治三十五年十月縣令第四十八號を以て漁業取締規則十三箇條を發布し、諏訪湖及天龍川口に於ける禁止漁業、同湖に於ける禁漁區、漁具及附帶工作物除去に關する事項、水産動物採捕に有毒物又は爆發物使用禁止、漁具及附帶工作物除去に關する事項、漁業の出願及び罰則を制定した、明治三十六年二月、大正九年六月の兩回禁漁區に關する改正を行ひ、大正十二年二月縣令第九號を以て四章三十一箇條より成る大改正を行ひ、許可漁業制度の創設、禁止制限に關する詳細なる制定、湖沼は元より各河川に於ける禁漁區就中近年築造せられたる堰堤の上下流六十間宛を禁漁區として設定し、違反に對する罰則の制定を爲し、其の後大正十四年十一月、同十五年八月及び昭和五年十二月之れが一部を改正し今日に至つた。(長田)

第四項 漁獲物

本縣に於ける漁獲物中の重要魚種は湖沼に於ては公魚、鯉、鰻、鮒等にして日本海斜面の河川に於て鮭、鱒、鮎、赤魚、鰯、鮠等を數へ、大平洋斜面の河川に於ては鮎、鯉、赤魚、鰻、鮠等である。
 本縣内水面の漁獲高に付ては昭和二年より昭和七年に亘り農林省水産局の指示によりて水系別漁獲高調査を行ひたるを以て次に之を掲ぐる。(長田)

自昭和二年 至同七年 水系別魚種別漁獲高

魚種	昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年		昭和七年	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
鮭	六、三三五	一九、一八四	三、七六一	一一、五九四	九、七七三	二六、三九三	一一、三九五	二九、九九四	二〇、二六七	五六、三五〇	一六、一八九	四一、四三五
鱒(山女、河鮎、鮎)	九、三三七	四四、七六六	一〇、五六六	四八、九七八	一一、九六七	五三、九〇〇	三〇、四七三	六九、七三三	二〇、四三八	七二、二五六	三〇、一九三	六〇、三四三
鮎	一、一一三	六、六六七	九、二四	一〇〇	七、七〇〇	九、六九六	五三、五三二	九、一一七	五、四九一	六、〇〇八	三、四九三	三、四九三
鰻	一、三九六	八、〇五八	一、八二二	九、五三二	一、九七二	一〇、五四六	三、七六五	一一、六九七	四、二五〇	一九、九八六	三、三〇三	一四、三一九
鯉	一〇、一四三	二五、三三八	一一、六四四	三三、〇五三	一一、五四八	二七、九八〇	一五、六八六	三〇、三〇〇	二六、四九六	四〇、八四五	二二、八三四	三、七四三
赤魚	二八、三五八	九〇、〇三〇	二五、〇一九	九八、二八九	三三、九九五	六九、八一〇	四三、三八一	九八、五五〇	四九、三六二	一〇八、三三六	四〇、三四三	八五、九〇一
雜魚	二一、三九二	五四、八九九	三〇、四九九	九一、一一七	二六、七八〇	六七、五五二	三二、一〇一	五五、五七一	三五、九五二	七六、五二四	三三、〇七七	五九、四六三
計	七、七七七	二四、八、五四三	八、三、二五二	二九、六、五二八	九、六、六四三	三三、八、七〇一	一四、四、三九七	三、五、〇、三七〇	一、六、五、八、三六	四、一、八、七、五八	一、四、一、七、七七	三、三、三、六、九五

系水川作矢					系水川			
計	雑魚	鯉	赤魚	鯪	計	雑魚	赤魚	鯉
1110	—	—	—	—	5,400	441	959	20
1,110	—	—	—	—	12,150	1,665	3,419	63
2010	25	10	10	10	4,490	763	2,175	17
1,210	88	40	40	100	10,111	4,331	7,532	66
4000	25	25	10	10	4,490	1,019	1,876	13
2,210	88	110	40	100	19,365	4,568	6,003	39
3000	10	—	10	10	5,008	347	2,461	19
1,200	70	—	70	110	16,496	1,241	5,980	34
4000	10	—	10	10	4,533	887	2,153	12
1,100	100	—	60	100	14,341	2,577	5,195	22
4000	10	—	10	10	5,793	113	2,698	10
1,100	—	—	—	—	5,669	122	2,615	30

曾木			系水川龍天						
鯪	鮎	鯪(山女、備、河) <small>ます</small>	計	雑魚	赤魚	鯉	鯪	鮎	鯪(山女、備、河) <small>含む</small>
80	376	604	908	47,310	10,365	9,564	6,753	14,492	1,743
548	5,455	3,000	8,983	70,885	54,077	23,334	35,137	11,012	11,614
126	384	983	1,493	63,120	8,930	10,534	6,881	14,756	2,568
852	2,731	4,777	8,340	117,817	100,296	32,757	44,570	14,434	17,327
74	390	1,128	1,592	106,746	8,073	12,537	5,521	18,114	2,353
545	3,053	5,077	8,180	323,535	40,915	26,718	33,531	71,894	13,698
148	441	1,544	2,133	84,967	7,311	14,590	5,307	9,083	2,550
856	3,111	5,274	8,385	75,035	30,266	22,976	33,936	65,938	10,741
124	410	930	1,464	170,166	9,993	14,735	6,444	7,681	2,515
679	2,120	3,573	5,712	228,828	36,460	30,811	23,493	44,306	11,415
151	713	1,888	2,654	107,078	7,564	14,014	5,333	6,997	2,993
895	3,888	6,959	11,732	372,779	53,944	38,755	18,755	99,733	13,020

水川士富			系水川姫						
雑魚	鰻	鱒(山女、河鱒を含む)	計	雑魚	赤魚	鯉	鮎	鱒(山女、河鱒を含む)	鮭
1	—	29	1,121	35	100	—	20	702	221
7	—	331	3,494	100	480	—	60	2,111	211
7	—	50	1,400	228	168	—	25	909	210
35	14	400	3,745	277	493	8	85	2,274	533
9	—	85	1,539	1,088	164	—	25	300	223
33	15	391	4,016	2,627	501	8	85	795	548
8	—	74	1,679	789	185	—	8	470	229
46	15	433	3,334	1,686	375	—	80	821	422
17	—	116	1,321	145	119	—	3	856	256
36	11	408	2,691	251	234	15	13	1,678	511
6	—	7	1,171	7	168	8	—	708	225
17	—	283	2,700	111	339	—	—	1,508	383

系水川關						系
計	雑魚	赤魚	鯉	鰻	鱒(山女、河鱒を含む)	計
20	—	220	83	16	145	20
238	—	580	110	96	610	238
52	—	270	80	15	182	52
499	—	980	140	90	805	499
96	—	1100	86	6	107	96
480	—	800	271	36	337	480
85	—	229	22	10	95	85
454	—	244	134	41	296	454
136	—	311	108	21	58	136
456	—	385	210	55	179	456
81	—	229	61	10	95	81
323	—	244	115	21	263	323

諏訪湖の漁獲高に付ては同湖が本縣に於ける代表的湖沼なるのみならず、本邦湖沼中に於ても稀に見る多獲湖沼とせられたるも、近時水質の汚濁、浜河魚類の浜上障碍、禁漁區産卵場の荒廢等によりて漁獲に著しき減少を示した、今漁業組合に於ける調査せる統計を示せば次の如くである。

諏訪湖に於ける最近十ヶ年間の漁獲統計 (諏訪湖漁業組合調査)

	十二 年	十三 年	十四 年	十五 年	昭和 二年	昭和 三年	昭和 四年	昭和 五年	昭和 六年	昭和 七年
鰻	五九,四三三	九,五九四	一〇,〇七三	一〇,二三三	七,一六六	四,六〇〇	三,九〇〇	三,三〇〇	一,四三三	一,八五三
鯉	三二,〇〇〇	五三,七六七	五〇,四〇五	五二,一五三	三二,八〇五	二〇,九七〇	一〇,三〇〇	六,六六〇	三,〇三六	三,二八四
鮎	七五,九〇〇	一〇三,〇〇〇	一一,七七一	四三,二五三	四一,七六〇	六三,三〇〇	四三,〇〇〇	四三,〇〇〇	三,八八二	四,三四〇
赤魚	三,〇〇〇	三,五〇〇	二,五〇〇	二,〇〇〇	一七二	一五〇	一五七	一〇〇	一五〇	一七一
鰯	三六,八五〇	三三,二八〇	二二,九五〇	三,四五三	三,八一六	五,五三〇	六,六三六	七,一七〇	一〇,五八八	七,五五七
鮟鱇	九,八三〇	二,〇〇〇	七,七〇〇	二,〇〇〇	一,三九九	六,三〇〇	七,一七〇	二,〇〇〇	二,九八八	二,七二七
鮫	三,〇七五	七,五〇〇	二,四〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇	一五	一四
蝦	七,二〇〇	三三,五〇〇	七,〇〇〇	七,四〇〇	二,九一〇	三,六四〇	六,五四〇	三,九一〇	二,七〇〇	二,七七〇
ヨナ	一,一四五	一,一〇二	二,七二三	一,四一四	一,七三四	一,七〇〇	三,二一〇	一,〇〇〇	一,七五一	一,七〇〇
鰱	二,一四五	一,七〇〇	一,〇〇〇	二,八二〇	二,九三〇	二,九三〇	二,九三〇	二,九三〇	二,九三〇	二,九三〇
鱒	六,四〇〇	七,三四〇	七,二〇〇	七,六〇〇	六,七九〇	五,八七〇	六,三三〇	六,三三〇	二,〇〇〇	一,二九四

種類	十二 年	十三 年	十四 年	十五 年	昭和 二年	昭和 三年	昭和 四年	昭和 五年	昭和 六年	昭和 七年
鱒	一,六四四	二,〇二〇	二,一〇〇	一,〇〇〇	二,三七五	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,四六〇	一,四三三	一,四七〇
公魚	一〇,〇九四	一〇,一七一	一〇,六四八	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
鮎	三,二四二	三,〇一〇	三,一七二	三,〇〇〇	三,一三〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
田螺	一,一〇六	一,〇七〇	一,一七二	一,〇〇〇	一,一五〇	一,一五〇	一,一五〇	一,一五〇	一,一五〇	一,一五〇
ハス貝	九〇〇	八八〇	九三〇	八〇〇	—	—	—	—	—	—
淡貝	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
田子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小鮎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五郎鯨	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
トウク	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	三三七,七四六	三三七,〇〇八	三三二,八〇一	三三六,〇二二	三三〇,九七三	三三〇,四四八	三三二,七六六	三〇三,四六八	一〇六,四八八	八九,八七七

野尻湖及仁科三湖の累年漁獲高

	昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度
野尻湖	九四四貫 二、五七三圓	一、〇三三貫 三、四〇三圓	二、七二五貫 三、七二七圓	一、一三四貫 一、四九八圓	一、三三四貫 一、七三三圓	一、一三四貫 一、四九八圓
仁科三湖	六〇〇貫 二、九〇〇圓	二、四三〇貫 六、二七五圓	二、五五五貫 九、一七五圓	四、〇三五貫 六、四六〇圓	三、三三〇貫 一三、〇〇〇圓	二、三三七貫 三、七三〇圓

(長田)

第二節 水産増殖

海洋に面せざる本縣に於ては水産増殖は特異なる發達を示し、湖沼への水族移殖事業の如き古き歴史を存し又食料自足の必要は必然的に魚類自給の方策を攻究工夫せしめ即養鯉業の如き夙に長足の進歩を爲し其育成に關する永き経歴と研究とは今日遂に信州鯉の品種をも産むの状況に立至つた本縣の水産増殖は水面の集約的活用、水田の復用及び開放水面の利用の三途で其水面の集約的活用としては人造池、溜池の如き水面を完全に利用して生産を揚ぐる方法で即近時發達を認むる流水養鯉業の如き之であつて流水養鯉池の築造を奨勵し、次第に各地に普及しつつある、又水田の復用即ち水田の株間水面の利用に付ては稻田養鯉として特別な發達を示して居り、昭和七年度より本縣に於て稻田養鯉試験をも開始した、尙開放水面の活用に付ては往古より湖沼に新種水族の移殖を企劃せるものありたるも、何れも断片的に終りて實績を揚げ得たるもの多くない。近年の發達に屬する河川の利用は河川漁業組合設立によりて長足の進歩を促し、鮎、鱒類、鯉、鰻、赤魚等の放流となり、次第に河川の生産増加を見るに至つた。(長田)

第一項 水族の移殖

縣内各水面に於ける水族の移殖事業は相當古き歴史を有し、即諏訪湖に於ける公魚の移殖の如き、各河川への琵琶湖産小鮎の放流の如き水面生産上重要な位置を占めてをり其移殖の好果顯著なるものは企業計劃以來繼續せるものが多い、左に各水面別に水族移殖の歴史的記述、移殖事業開始に關する記載及び諏訪湖最近十ヶ年間の水族移殖事業の概要を掲ぐれば次の如くである。(長田)

○仁科三湖に於ける移殖並放流事業

- 鯉の移殖 寛政年間(一、七八九—一、八〇〇)遠藤利左衛門諏訪湖より鯉五升を木崎湖の排水附近に放養し蕃殖を計つた。
- 鯉兒の移殖 安政年間(一、八五四—一、八五九)の頃に至り南安曇郡北穂高村より鯉兒を購入稻田飼育の後湖に放流した。
- 鱒の放流 明治十四、五年内務省勸農局にて放流した。
- 鱒の放流 明治三十九年郡農會にて養殖計劃を立て鱒卵を琵琶湖又は十和田湖に求め孵化放流した。
- 鰻の移殖 大正元、二、三年愛知縣及び東京府下より鰻合計二百四十貫を移殖した。
- 蝦の移殖 大正三年蝦一石五斗を諏訪湖より移殖した。
- 蜆の移殖 大正元、二年諏訪湖より蜆合計二石一斗を移殖した。
- 姫鱒の移殖 大正元、二、三、五年十和田湖より姫鱒卵三十五萬粒を購入孵化放流した。
- 鮎の移殖 大正元、二、三年琵琶湖より鮎卵合計二十五萬粒を購入孵化放流した。
- 鱧の移殖 大正五年諏訪湖より鱧七、五貫を移殖した。

鮭	不明	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
柳ムロ	一六圓	〃	二〇圓	〃	三〇圓	〃	六圓	〃	三圓	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
鮎	〃	〃	〃	九圓	〃	六圓	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
鮎	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一四圓	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
ドシコ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三圓	〃	〃	〃	〃	〃
														四圓					

沿革

第二項 稻田養鯉

稻田養鯉の最も發達したる佐久地方に於ける起源は淀鯉の佐久に移入せられたるに由縁せりと稱してゐる、岩村田藩主内藤豊後守文政八年（一、八二五）十二月より大坂大御番頭勤役として在番し、爲めに藩の會計窮乏を告げ領内野澤村豪農並木七左衛門に囑して勝手方の整理を爲さしめた、領主之が禮物として文政十年（一、八二七）大坂表より淀鯉を贈與し來たれるもので次第に同地方に蕃殖し佐久地方千曲川水利の便と相俟ちて稻田養鯉の起れるものなりと謂はれてゐる。

水田に當才鯉の放養を爲せるは安政の初年（一、八五四）で當時は全く無給餌で天然餌料のみに依つて成育を爲せしめた、二才魚の水田飼育及び餌料の給與を開始せるは明治初年の頃で其の餌料種類は糞、大麥を煮て一日一回位與へしに過ぎない、動物性餌料を給與したるは明治五、六年の頃群馬縣豊岡前橋地方に生絲業の初めて勃興せるに因り干鰯を移入し來りて飼育上に一大改良を加へたる

に始まり、明治二十年頃より稻田養鯉に因りて養成したる二才魚の養成も次第に開始せられ、今日の盛況を致し、縣内各地之に倣ひて稻田養鯉を開始するに至つたものである。

現況

本縣の稻田養鯉事業の創始の地で最も發達せるは南佐久郡野澤町櫻井村及び之に隣接せる中込、前山、岸野の三村で野澤町に於ては全稻田三百八十町歩中其の九割は養鯉に復用せらるる水面で養鯉技術の熟練せるものに在りては一反歩に付き、二年魚四十五貫、一年魚八貫の外鮎四貫の生産を擧げ、部落により育し、切鯉とし生産する技術の功妙なる恐らく他の追従を許さざる所であらう。亦、縣に於ては副業獎勵として昭和二年度より淡水魚の加工を獎勵し加工講習をなした結果鯉こく罐詰粕漬等其他加



稻田養成鯉捕揚狀況

ては養蠶業を凌駕せんとするの状況である。

鯉の稻田飼育と稲作との關係に付ては二年魚養鯉田に於て殆ど除草の要なく、又鯉の田面游泳活動に因りて絶へず水を轉換する爲め深水なるにも拘はらず能く温熱を地中に導き肥料の分解を助け分蘖發育を速進し、或は鯉の餌料は一部肥料として追肥せらるるの境界ともなり、米の收量をも増加し、兩々相俟つて收益を大ならしめる處から勢ひ今日の盛況を致せるものであつて稻田に於て良く二才魚を飼

工品が生れるに至つた、昭和三年度よりは販賣の円滑を圖る爲稻田より揚げた鯉を蓄養すべき蓄養池の設置を奨励し左記の地方に百坪内外の蓄養池の設置を見るに至り大に賣價維持に役立つたのである。

養鯉蓄養池設置場所

昭和三年度 北佐久郡高瀬村、下伊那郡上郷村、下高井郡中野町、諏訪郡下諏訪町、南佐久郡野澤町、東筑摩郡岡田村
 昭和四年度 南安曇郡北穂高村、穂高町、上高井郡日野村、西筑摩郡福島町、埴科郡五加村
 昭和五年度 北安曇郡南小谷村、上水内郡柳原村、小縣郡神科村
 昭和六年度 上伊那郡朝日村、下伊那郡喬木村、諏訪郡長地村、北佐久郡岩村田町、西筑摩郡福島町、上水内郡古間村

流水養鯉池設置場所

昭和七年度 西筑摩郡福島町、上水内郡古間村

稻田養鯉の現況は前表に示す通りであるが交通機關發達の経路、鮮魚の配給狀況並に縣内の地理地勢とは養鯉業の沿革と發達とに關係があり、千曲川の河水潤澤なる佐久平及び天龍川流域の伊那の平垣部に普及發達したものである。(長田)

稻田養鯉の現況 (昭和七年度縣勸業統計)

郡市名	場數	面積(坪)	數量(貫)	價格(圓)	單價(圓)
南佐	10,924	1,200,222	44,104	21,522	0.21
北佐	1,013	110,010	3,120	13,201	0.22

小	諏訪	伊那	下	東	南	北	更	埴	上	下	長	松	上	計
縣	郡	郡	郡	郡	郡	郡	科	井	井	内	野	本	田	
1,275	3,842	6,136	1,313	1,321	1,323	1,374	2,331	2,717	101	—	2,124	12	12	30,315
228,311	2,777	1,211,202	1,211,202	2,294,924	3,358,224	6,406,322	1,211,200	1,311,200	2,000	2,000	5,124	1,000	1,000	2,110,012
2,131,223	12,104,223	3,926,774	3,926,774	3,926,774	3,926,774	3,926,774	3,926,774	3,926,774	3,926,774	3,926,774	3,926,774	3,926,774	3,926,774	3,926,774
6,477	1,371	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	211,111
1.00	1.11	1.01	1.02	1.12	1.13	1.14	1.15	1.16	1.17	1.18	1.19	1.20	1.21	平均 0.22

第二項 池中養殖

沿革及現況

人造池及び天然の湖沼に於ける集約的養殖は鯉、鰻、金魚、鱒の四魚種に付き行はれてゐるが内

鯉の養殖が最も盛であつて之は稻田養鯉の發達に伴ひて勃興したものである。

池中養殖の沿革に付いては特筆すべきものを存せざるも、埴科郡松代町地方に於ては文政年間（一八〇八—一八二〇）豊榮村の農夫吾妻銀右衛門の淀鯉の移入に端を發し、嘉永年間（一八四八—一八五三）松代藩士鈴木市兵衛養鯉の術を研究し、廢藩後該事業の有望なるを察して廣く之を奨励し士族の副業たらしむると共に、松代町の名産として名聲を高むるに至つたが遂に品種の改良を行ひ得て宮城、青森、秋田、新潟等に種魚として供給した、尙明治十二年頃松代町に於て既に養鯉業をも存し、内務省勸農局に於て調査をも行つたことがある。

佐久地方の池中養殖は稻田に於ける養成品の蕃養に始まりて池中養殖起り、坪當り四十貫内外の生産を爲すもの尠からざるも、所謂流水養鯉として坪當り生産を倍量にも達せしむる養成技術の進歩は近年の事柄に屬し即埴科郡東條村小山良一經營の養魚の如き之が範たるべきもので縣に於ては昭和七年度より副業奨励として補助金を計上し、流水養鯉池の築造を促しつつある。

養鯉業の發達に伴ひて起れる毛仔（鯉の稚魚）の生産販賣業は分業的に發達し、南佐久郡岸野村、野澤町附近、南安曇郡北穂高村字青木花見、下伊那郡松尾村を主産地とする、而して北穂高村に於ては養鯉業が天保十年（一八三九）臼井喜代松によりて開始せられたるに始まり、維新前中絶したるも明治五年松代町の養鯉業に倣ひて再び企業するものありて幾多の變遷を経て今日に及び、今や縣下の主要なる毛仔生産地として知らるるに至り、年産五百萬尾の毛仔を養成し縣内各地は固より越後佐渡、山梨、愛知、岐阜等に移出販賣してゐる。下伊那郡松尾村に於ては天保年間（一八三〇—一八四三）より鯉兒養成を始め郡内の需要に應じ來たりたるが年と共にその生産額を加へ、大正十年には鯉仔組合を設立し、年産七百萬尾の毛仔に各等級を附して販賣統制を行ひつつある。

鱒の池中養殖は相當將來を有するに拘らず未だ普及の緒に就かさる所以は造池費の増嵩と養成技術の容易ならざるに因るべく、而して養鱒場の主なるものは東筑摩郡中川手村明科所在縣營の養鱒場、木崎湖畔に存する農林省水産試験場養鱒場の外縣内民營養鱒場として見るべきものは西筑摩郡大桑村（田澤重市經營）北佐久郡輕井澤町、下伊那郡鼎村、前記明科（内川武雄經營）の四養鱒場である。（長田）

鯉池中養殖現況

郡市名	場數	面積(坪)	數量(貫)	價格(圓)	單價(圓)
南 佐 久	1,084	9,168	3,580	28,088	0.88
北 佐 久	97	3,050	4,643	5,100	1.10
小 縣	241	26,267	8,543	10,277	1.22
上 訪	1,243	11,701	18,754	33,810	1.81
下 伊 那	1,577	15,138	33,949	38,753	1.14
西 筑 摩	1,176	18,747	20,335	27,431	1.37
東 筑 摩	193	2,328	3,310	1,258	0.38
南 安 曇	49	45,833	10,474	13,635	1.30
北 安 曇	131	10,097	6,698	9,701	1.45
更 級	20	18,537	10,540	13,757	1.30
埴 科	3	6,898	3,553	5,398	1.51
上 高 井	85	11,578	15,163	18,771	1.24
上 高 井	1	10	50	100	0.50

郡市名	場數	面積(坪)	數量(貫)	價格(圓)	單價(圓)
南佐久	110	1,178	2,212	214	0.78
北佐久	115	1,151	2,482	2,781	1.11
小縣	56	40,321	111	898	1.11
上諏訪	44	2,560	590	779	1.31
下伊那	108	7,495	1,335	1,515	1.15
西伊那	68	1,018	311	593	1.20
東伊那	77	6,790	1,922	1,203	1.00
北安曇	10	2,120	210	220	1.17
更科	1	2,410	500	420	1.10
埴科	8	1,800	428	321	0.74
計	6,046	206,998	22,630	2,493.36	平均 1.15

鯉の池沼其の他の養殖現況

沿革

第四項 河川湖沼に於ける増殖

郡市名	場數	面積(坪)	數量(百尾)	價格(圓)	單價(圓)
下伊那	1	100	40	1,575	3.94
上伊那	1	100	10	108	10.80
東伊那	6	5,800	1,125	4,920	4.37
計	8	6,000	2,265	6,603	平均 2.91
下高井	26	200	450	200	4.44
上内井	4	1,488.150	655	1,055	1.61
上水田	3	5,000	300	3,000	1.00
計	1	3,800	200	820	0.70
西摩	5	1,100	50	100	2.00
埴科	20	1,100	210	520	2.48
松本	1	10	11	15	1.36
上田	1	1,500	200	200	1.00
計	27	2,780	1,171	1,825	平均 1.52

鰻池中養殖の現況

金魚の池中養殖現況

湖沼に於ける水族の移殖は相當古き歴史を有するも、河川に於ける増殖事業は輒近の發達に屬し大正十五年政府に於て鮭、鱒増殖事業獎勵の爲め各府縣に補助金交付の制度創定の時に始まる、然れども本縣に於ける河川増殖事業として孵化放流を行ひたるは明治十二年より十四年に亘り時の縣會にて殖産興業に力を致し、明府の聞え高がりし檜崎寛直の採擇實施せる所で孵化放流事業を米國より我國に傳へられてより僅に四年の後に當り、上高井郡綿内村東勝寺境内及び上伊那郡南箕輪村に孵化場を創設し、千曲川、犀川に於て鮭、



(科明村手川中郡摩筑東) (場鱒養) 場殖増類魚科明

最古の水産技術者として孵化飼育放流事業に當つたが、同十三年明治大帝縣下御巡幸の砌、木曾路に於て孵化場養成の鮭を御料に供したるの閱歴をも有してゐる、然るに孵化放流の効果を求むる鱒の人工採卵を行ひて孵化放流し、新潟縣三面川に鮭卵を求め或は明治十二年十一月滋賀縣より鮭卵十萬粒を購入し、孵化場に於て孵化飼育の後犀川、千曲川、天龍川或は野尻湖に放流した。當時人工孵化の業務を分掌せるは内務省勸業局動植課雇員木余三男にして明治十二年一月及び同年九月の兩回本縣に出張を申付けられ、之が實地指導を行ひ又同十三年三月本縣に出向を申付けられ、同年四月八等屬に採用せられ勸業係水産擔當を命ぜられた、右は本縣に於ける

こと急にして四十五ヶ年を経過して再興せらるるに至りたる有意義の事業も時利あらず、僅に三ヶ年の事業を繼續せるのみにして中止せらるるに至つた。

大正十一年十二月二十九日大同電力株式会社より縣に對し指定寄附金一五、一一八圓ありたるを以て新に木曾川魚族養殖費一五、一六八圓を豫算に計上し、同十二年度に於ては更に技手一名、助手一名を増員し、同十五年六月には豫算の更正追加を行つて新に置かれたる魚族養殖費二二、二九八圓を増加し即同費目新設の趣旨に依り縣下重要河川並に湖沼に於ける魚苗の放養増殖をなさしむることとした。

現況

本縣内河川に於ける増殖で已に顯著なる効果を收め、或は漸次收めんとしつつある魚種は鮎、鯉、鰻、赤魚、虹鱒、河鱒であつて又湖沼に於ける著しき効果を齎したる魚種は公魚、鯉、鯉、鰻、姫鱒を算へられる。

縣内の孵化場總數十五ヶ所、魚種別に之れを分てば鮭、鱒孵化場八ヶ所、鯉孵化場三ヶ所、公魚孵化場二ヶ所、赤魚の孵化場數二ヶ所であつて禁漁場數縣内の湖沼河川を通じて二十八ヶ所を存してゐる。

次に鱒の増殖に付ては長野縣明科魚類増殖場(東筑摩郡中川手村所在)長野縣新開孵化場(西筑摩郡新開村所在)長野縣上高地孵化場(南安曇郡安曇村所在)等に於て米國種虹鱒、河鱒の採卵孵化及び本邦在來種たる鮭、鯉等の採卵孵化を行つて放流を行ふの外、米國及び本邦各地より種卵を購入し、孵化放流或は飼育を行つてゐる。今本縣に於ける大正十五年以來の購入卵につきその數量、購入先を示せば左表の如くである。

購入魚種	自昭和元年度 至昭和七年度 魚種別購入卵數						
	昭和元年度	昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度
虹鱒	100,000	350,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
青森縣		350,000					
栃木縣					200,000	30,000	
小計	100,000	350,000	1,000,000	1,000,000	200,000	30,000	100,000
河鱒	250,000	700,000	600,000	1,500,000	2,200,000	2,000,000	2,000,000
米國	250,000	700,000	600,000	1,500,000	2,200,000	2,000,000	2,000,000
小計	250,000	700,000	600,000	1,500,000	2,200,000	2,000,000	2,000,000
秋田縣			200,000		200,000		
小計	250,000	700,000	800,000	1,500,000	2,400,000	2,000,000	2,000,000
姫鱒	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
秋田縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
小計	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
紅鱒	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
北海道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
小計	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
本鱒	1,100,000						
北海道	1,100,000						
小計	1,100,000						
雨鱒		40,000	40,000				
北海道		40,000	40,000				
小計		40,000	40,000				
白鱒			1,000,000				
米國			1,000,000				
小計			1,000,000				
合計	3,750,000	2,170,000	4,220,000	4,500,000	4,600,000	4,200,000	4,000,000

姫鱒は湖沼増殖用鱒族として野尻湖及び青木湖に移殖せらるゝ、兩湖共移殖後相當の成績を收め就中野尻湖に在りては大正四年姫鱒を多獲するに至りたるも、近年の増殖施設十分ならず、爲めに往年の盛況を見ない。

琵琶湖の小鮎移殖事業は昭和二年度始めて五萬尾を購入し來りて、木曾川に二萬四千七百八十六尾六斗川及び宮川に二萬四千八百七十尾を移殖せるところ、木曾川に於ては放流尾數の六八%に當る一萬六千八百七十尾、重量三百二十一貫百四十匁を收納し、六斗川宮川に於ては放流尾數の六七%に當る一萬六千六百三十六尾、重量三百四十六貫三十匁を收納し、極めて優秀なる成績を示したるに始まり、年と共に各河川に移殖事業を擴充するに至り、河川漁業者は飯櫃の資を割いても之が移殖を行はんとしたのは之れ放流後數ヶ月で資金に數倍する收益を揚げ得らるゝ、確實なる事業だからである。放流小鮎の移動範圍に付ては本縣各河川に於ける放流地點選擇の關係（事業遂行上一地點となし得ない）及び遡上障礙の工作物等によりて精確の調査に困難あるも、昭和六年度の成績より見るときは河川の下流（縣内河川に付きての概念的稱呼）に於ては相當廣範圍に移動するも、上流に向ふに従ひて漸次移動範圍を縮少し、鰯棲息區の下流に於ては殆んど移動を認めざるが如き狀況であつて水溫の低きに原因するものなるべく成育宜しくない。

信濃川水系

千曲川に於ける移動範囲
 放流地點の上流十里
 放流地點の下流二里

犀川に於ける移動範囲
 同 八里
 同 一里

千曲川(南佐久郡白田町附近)
 同 五里
 同 一里

に於ける移動範囲
 同 二里
 同 一里

奈良井川に於ける移動範囲
 同 二里
 同 一里

天龍川水系

三峰川に於ける移動範囲
 同 五里
 同 二里

木曾川水系
 同 二里
 同 八丁

黒川に於ける移動範囲
 同 二里十丁
 同 八丁

鮎の移動は年によりて相違し廣範圍の移動をなすときと、著しく移動範圍の縮少せらるゝ年とあり、之れが原因は水量の多寡によることなく、成育の初期に於ける水溫と硅藻の發生狀況の良否に關係するものゝ如く、移動範圍大なる年に於ては魚体の成育良好である(大出水に際會しては棲息範圍を擴散せらるゝこと論ない)。

昭和六年五月二十七日奈良井川に放流したる小鮎に付き詳細なる調査を爲し得たるを以て左に之を摘録する。

東筑摩郡洗馬村大字太田橋より放流したる小鮎七、〇〇〇尾は同村下平(放流地點の十三丁)より同村梨の木(放流地點の上流二十七丁)に至る約十四丁の區間内は全漁獲率の五割餘を占め、之より上流同村長瀬地先(放流地點より一里八丁)に至る間に於て二割の漁獲率を示し、放流地點より下流一里餘に至る區間に於て漁獲率二割を示した。

前記放流地點より更に四里の上流西筑摩郡檜川村字桃岡へ放流せし小鮎三、〇〇〇尾は上流十四

丁を経たる同村字長瀬に至る區間内に於て全漁獲の七割を占め、之より上流同村奈良井に至る間(放流地點より一里二十四丁)一割の漁獲率を示し、放流地點桃岡の下流十四、五丁の間に二割の漁獲率を示した、奈良井地先は水量多からず、水溫低くして鮎の分布棲息區であつて従つて鮎の成育不良で遡上數量極めて少く、僅に洪水時少量を漁獲せるのみである。

小鮎の成長に關する同年の調査を示せば次の如くである

月	天龍川			木曾川			千曲川		
	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均
六月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七月	二〇	八	一五	一〇	五	七	一二	八	一〇
八月	四〇	一五	二五	三〇	一五	二五	三〇	一六	二二
九月	五七	二〇	三〇	三五	二〇	三〇	六〇	二五	三五
十月	—	—	三四	五〇	三〇	四〇	八〇	四五	五五
十一月	—	—	三二	—	—	—	—	—	—

小鮎の活魚輸送は帆布製水槽を貨車又は貨物自動車に積み込み、運搬を行ひて好成绩を收めつゝあるも、昭和六年五月七日琵琶湖姉川河口より諏訪湖六斗川河口迄、ハンザー單葉三百馬力飛行機二臺を使用し、一臺に小鮎一万五千尾宛を積載し空輸を行つた。飛行機に積み込みの活魚輸送器は鐵板製縦二尺二寸五分、横一尺四寸、深さ二尺一寸五分の水槽であつて上部に三寸一七寸方形の口を存し、水の注入及び魚の收容に便し、水槽内に酸素分散器を入れ、壓搾酸素を供給してゐる。而

して空輸所要時間僅に一時間二十五分を要したるに過ぎざるも、斃死尾數一割を生じた、之れ水槽の容積と收容魚數とを對比するときは一立方尺に二、三三八尾を收容したる計算にして收容量過大に因るものであらう、空輸船は之を六斗川及び宮川に放流を行つた。

本縣に於ける小鮎放流事業開始以來の實績を揭示すれば左の如くである、

	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度	昭和三年度	昭和二年度
小鮎購入數量	三三三、五〇〇尾	五七、〇〇〇尾	四四〇、〇〇〇尾	一一〇、〇〇〇尾	六〇、〇〇〇尾	五〇、〇〇〇尾
右金一額	五、三六圓四三	八、五二六圓七七	六、九三四圓九七	二、〇七三圓三〇	一、三三八圓〇九	九〇〇圓
漁獲數量	尾數 二七、〇〇〇尾	四七五、九六尾	三三八、八九尾	八七、四六八尾	五〇、一七尾	三三、五〇五尾
貫數	六、七四貫八三	一〇、六七貫六九七	二、三四五貫二八〇	三、二二三貫七二七	九二貫八八三	六六七貫一七〇
右金一額	四〇、四八圓七	六〇、四四圓三	六八、〇七圓六八	一三、二七六圓三六	五、四七圓三九	四、〇〇三圓三
放流時一尾平均体重	一、五匁	一、二匁	〇、八匁	〇、八匁	〇、九匁	〇、七匁
漁獲時一尾平均体重	二、五匁	三、三四匁	三、四匁	二、四、六匁	一、八、二匁	一、九、九匁
漁獲率	七五%	八四%	七五%	七九%	八三%	六七、四%
收益倍	七、五倍	約八倍	約十倍	約五倍	四、四倍	四、二倍

赤魚の増殖 赤魚は本縣に於ける重要魚種の一に數へられ、千曲川の如きは好漁場に恵まれ、四月、五月の産卵期には各漁場を所謂「つけ場」と稱し、行樂の一にも數へらる、千曲川水系上小漁業組合に於ては之が孵化放流を行ひ、犀川筋穂高地方よりは年々移殖用稚魚として縣内の河川湖沼に輸送せらるゝ數量少くない。

鰻の移殖放流 千曲川筋に於ては上小漁業組合及び千曲川漁業組合に於て年々繼續放流を行

ひ、漸次漁獲増加を示すに至り、諏訪湖に於ては天龍川に堰堤築造の結果、鰻の訴上を阻止するものあるを以て縣は昭和五年より年々四、五百貫の稚鰻を放流し來たり、昭和八年の漁期より漸次漁獲量の増加を示し、漁民の喜色大なるものあるを認められる。

鯉の放流 本縣の河川に於ては鯉の自然蕃殖に適する所尠きを以て各漁業組合に於て鯉兒を購入若しくは養成の上放流を行ひ、實績を挙げたるものが多い、昭和七年度中、本縣に於ける諏訪湖への鯉兒三〇〇、〇〇〇尾の放流以外各水面へ鯉兒放流を行ふ漁業組合數十六組合、放流鯉兒尾數三、二五〇、〇〇〇尾に達した。

諏訪湖に於ては大正十四年下諏訪町赤砂に鯉孵化池を築造し、年々毛仔の放流を行ひ來たれるも、その効果を疑はるゝに至り、孵化池を廢棄せんとする議があつたが、昭和七年更に農林省の補助を得て下諏訪町富部に敷地面積五千坪の孵化池を築造し、放流鯉兒の育成を行ひ、大規模放流を計畫するに至つた。

公魚の移殖 公魚大正四年水産講習所の指導によりて霞浦より移殖して以來、豫期以上の成績を収め、今日に於ては諏訪湖に於ける第一位の漁獲高を示すに至りたるものである。更に野尻湖仁科三湖に移殖し其の成績見るべきものがある。

鯉の移殖 大正十二年霞浦より諏訪湖に移殖したる以來、蕃殖して相當の漁獲を見るに至つた。(長田)

第五項 活魚の移出

鮮魚活魚の縣外移出に付ては活魚として鯉を移出する外は鱒を試賣する程度に止まつてゐる、元

來本縣は魚介に恵まれず、即ち生鮮なる魚介は勿論塩乾魚の分配すら不十分で價格も不廉であつた昔時に於て養鯉業が案出されたのであるから従つて之が養成品は皆生産地附近で消費された而して縣内に製絲業の勃興するや之に伴ふて養鯉業も漸く進歩發達し逐次生産を増加するようになり爰に初めて隣接縣外各地方に出荷されたもので即佐久地方に於ては明治十年頃より群馬縣高崎、前橋、富岡、安中及び松井田方面へ又同十五年に至つて山梨縣日野春、甲府地方へ移出した。而して佐久鯉の東京出荷は大正三年頃より試験的に開始せるものであつて段々輸送の經驗を積み技術が熟練せらるゝや、漸く亂賣の弊に陥つたからそこで之が販賣上の統制を圖らんが爲め、大正十五年佐久養鯉出荷組合が組織され、東京市京橋區南飯田町に出張所野澤屋を開設して佐久鯉の宣傳に力め統制出荷を爲した。今累年の出荷數量を示せば次の如くである。

年 代	數 量	價 格
大正十五年	五、〇〇〇貫	一、五〇〇圓
昭和二年	一八、〇〇〇	三九、六〇〇
同 三年	三九、〇〇〇	九八、〇〇〇
同 四年	五九、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
同 五年	五七、〇〇〇	八五、五〇〇
同 六年	四八、〇〇〇	四八、〇〇〇
同 七年	二九、五〇〇	二九、五〇〇
同 八年	八〇、〇〇〇	不明

佐久鯉の遠方輸送に付ては昭和五年度に熊本縣に送荷し、同七年度に北海道に鐵道省考案の活魚輸

送車で送荷せるを長距離輸送記録とする。又上下伊那郡地方に於ても鯉の増産に伴ひ漸く販路の研究に力むることとなり、昭和八年より活魚輸送車を使用して販路の擴張、輸送の研究に當りつゝある。(長田)

第三節 水産製造

第一項 水産製造業

水産製造業は寒天製造を除きては極めて不振で記述すべきものが少い。

水産物の製造に付ては江戸時代諏訪藩主が「寒中時候献上」として鮓鮓を献したりとの記録を存するも今日之の傳はるものがない。又諏訪湖及千曲川に於て漁獲の盛況を極めし時代には焙乾品を相當に産したけれども、今日に於ては僅に其面影を止めてゐるだけであり即諏訪湖方面では上諏訪町に製造所が一ヶ所あつて、佃煮、乾鮓等を製造し、又千曲川方面では僅に上田市で焼鮓、焼鮓を産するのみである。鯉の罐詰其の他の加工は明治三十八年頃勃興したが今は僅に南佐久郡櫻井村及び野澤町に命脈を續くるのみで記述するに足らない。(長田)

第二項 寒天製造業

沿革及現況

本縣に於ける寒天業の創始の年代は詳かでないが一説には諏訪郡玉川村字穴山小林條右衛門が弘化年間(一八四四—一八四七)創業し、好成績を得て、之を宮川村坂室今井芳太郎及び同村中河原區濱富藏の兩人に傳へ、嘉永四年十一月(一八五一)之が製造を始め種々研究したことが今日盛況の端

緒を開いたものだと云ひ、又嘉永四、五年頃上諏訪に於て之が製造を爲したとも云ひ、尙又安政三年（一八五七）今井團右衛門なるものが之を創業したものであるともいはれてゐるが、其の製造方法を攝丹地方より傳へられたるものようである。而して縣内への原藻の搬入、製品の移出は極めて困難で當時諏訪地方より江戸市中に海苔を行商するもの多かりしにより之等の商人に托して之を鬻んだといはれる。従つて其の生産量多からず、製造方法も粗雑であつたと云ふ其の後安政五、六年（一八五九—一八六〇）の頃斯業に對して改良を加へたる事實ありと云ふが之も未だ幼稚なるを免がれなかつた。

其の後横濱開港せられたるが、明治四年頃此地にて製品を積み出し試賣するに至り、更に同十年頃より内地の需要及び海外輸出も盛となり、自然製造額も増加したが一方交通機關の發達に伴ひ、同十八年頃より之が製造は一時に勃興するに至つた。

而して同二十三年には製造額二十万圓に達し、益々好況に向はんとするに際し、各製造業者の競争激甚を來し其結果、粗製濫造の弊に陥り遂に外商の不信を招き、爲に海外市場の聲價を失墜した、殊に同二十六年の頃には其價格低廉なるに拘はらず、其の賣行は困難に陥つたので横濱海産商組合に於ても此状態を放任するに忍びず注意書を業者に送りて改善を促して來た、之に因つて同年業者協議の結果組合を組織し、従來の弊風を矯正し、銳意斯業に改良を加へた爲漸く茲に市場の信用を恢復するに至つた、同三十五年右組合は漁業法に據り信濃寒心太水産組合と改稱し、益々其基礎を鞏固ならしむると同時に歐米輸出向細寒天の製造を奨励し、又新販路の開拓に力め、同三十八年十二月中央線開通の氣運に接し、又日露戰役の終局に伴ふ海外貿易の盛況は遂に寒天業を驅つて之が長足の發展を促し、之より京阪地方産出寒天の輸出港たる神戸港に向つて出荷するもの漸次増加し、

大正二年度の如きは生産量七萬斤にも達せんとした、一方組合に於て大正元年試験工場を設置し、各種の試験を行つて斯業の改良發達を計つた。

然るに昭和七年度に於いては財界不況影響を受け業者の困憊甚だしきものあり、之が更生策として生産販賣統制の必要を痛感し、組合定款の改正を行ひて之が統制に力むると同時に組合に於て施行せる製品検査事業を縣に移管擴充し、販賣の弊風剪除に努めた、尙同年業者の一部によつて産業組合を組織し、縣の斡旋を得て低利資金を求め事業の更生を計つた。

同八年十二月縣に於て寒天改良指導研究費を追加豫算に求め、宮川村安國寺所在の寒天工場を賃借し、寒天の試験製造を開始し、寒天漂白劑の研究、整形度透明度増加に關する研究、寒天變色防止に關する研究、寒天煮熟殘糟の利用に關する試験を行つた。同九年一月試験製造品の展示に依り一般業者の製品改良を促す目的を以て品評會を宮川村に開催した。

本縣の寒天産出高は昭和六年度の農林統計によれば十二万餘貫百三十二萬圓で全國生産高の三割三分を占め、角寒天は全國生産高の六割六分六厘、細寒天は全國生産量の一割五分七厘に當つてゐる。

角寒天は内地需要及南洋方面への輸出向のものであつて細寒天は支那及び歌米へ輸出品である。

縣統計による郡別生産額

南佐久郡	北佐久郡	諏訪郡	上伊那郡	西筑摩郡	東筑摩郡	計
1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000
1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000
1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000
1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000
1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000
1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000
1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000
1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000
1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000

昭和二年度

年度	角寒天		細寒天		合計	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格
三年度	1,150	1,350,000	1,400	1,350,000	2,550	2,700,000
四年度	1,270	1,350,000	1,300	1,350,000	2,570	2,700,000
五年度	1,270	1,350,000	1,300	1,350,000	2,570	2,700,000
六年度	5,200	5,800,000	2,300	2,300,000	7,500	8,100,000
七年度	2,100	2,100,000	2,200	2,200,000	4,300	4,300,000
大正十二年度	2,200	2,200,000	2,400	2,400,000	4,600	4,600,000
同 十三年度	2,700	2,700,000	2,900	2,900,000	5,600	5,600,000
同 十四年度	3,300	3,300,000	3,500	3,500,000	6,800	6,800,000
同 十五年度	3,300	3,300,000	3,500	3,500,000	6,800	6,800,000
昭和一年度	1,700	1,700,000	1,800	1,800,000	3,500	3,500,000
三年度	1,300	1,300,000	1,400	1,400,000	2,700	2,700,000
同四年度	1,300	1,300,000	1,400	1,400,000	2,700	2,700,000
同四年度	1,300	1,300,000	1,400	1,400,000	2,700	2,700,000

水産組合調査による生産額

年度	角寒天		細寒天		合計	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格
同五年度	1,500	1,650,000	1,000	960,000	2,500	2,610,000
同六年度	1,800	2,070,000	1,000	960,000	2,800	3,030,000
同七年度	1,500	1,650,000	1,000	960,000	2,500	2,610,000

前表によれば本縣生産の寒天は全生産量の四一%以上四七%を外國輸出に當て角寒天は二〇%を輸出し、八〇%を内地に販賣してゐる。

角寒天の全國生産量の七〇—八〇%を占むる所以は本縣が氣象地勢に於て天恵を有するに因るものにして製品品質の優良なると、生産費の格安なる點は他縣の追従を許さざる所であつて角寒天の販賣統制を得て、細寒天角寒天の產出量の調節按配即ち角寒天の生産量を一定限度に止め、餘力を歐米輸出向きたる細寒天の製造に仕向くるに於ては寒天業の經濟的更正の途を得らるべく、之が生産統制に付ては主として水産組合をして之に當てしめつゝある。

製造業者數は次表に示すが如く、諏訪郡外五郡に亘り百九十三戸製造釜數二百七十四を算する。

寒天製造戸數調査

	製造戸數	製造場數	釜數
南佐久郡	四戸	四ヶ所	四
北佐久郡	一	一	一
諏訪郡	一三四	二〇二	一三四
上伊那郡	一八	二六	三〇
西筑摩郡	三三三	二	二
東筑摩郡	三	三	三
計	一九三	二三八	二七四

四三六

(長田)

第四節 水産施設

明治十二年鮭鱒孵化放流事業を計畫し、同十五年該事業を廢止したる以來殆ど水産業に對する縣の積極的施設事業を爲さなかつたこと三十二年間であるが大正八年度に始まり始めて勸業費中に水産獎勵費の計上を見るに至り、水産技術者を採用し、之が指導獎勵を行ふに至つた、其後昭和四年六月に至り長野縣水産増殖事業獎勵金交付規定を公布して獎勵方針を明示するに至つた。

昭和八年漁業法の第三次改正を見るや、政府は補助金を計上し、各府縣に對し漁業組合の指導職員設置を要望するに至れるを以て、本縣に於ても新に主事補一名を増員し、漁業筑合指導の衝に當らしむるに至つた。(長田)

第一項 指導獎勵事業

水産團体の指導

縣下に於ける漁業組合、水産會、水産組合(三四)を指導し、組合精神の普及擴充施設事業の發達を計らしめてゐる。漁業共同施設獎勵事業。漁業組合、同聯合會及び水産會にして河川湖沼に鯉、鰻、赤魚、公魚其他の新魚族の放養を爲すものに對し、其の種苗費の三割以内を補助し、水族の増殖を圖らしめてゐる。

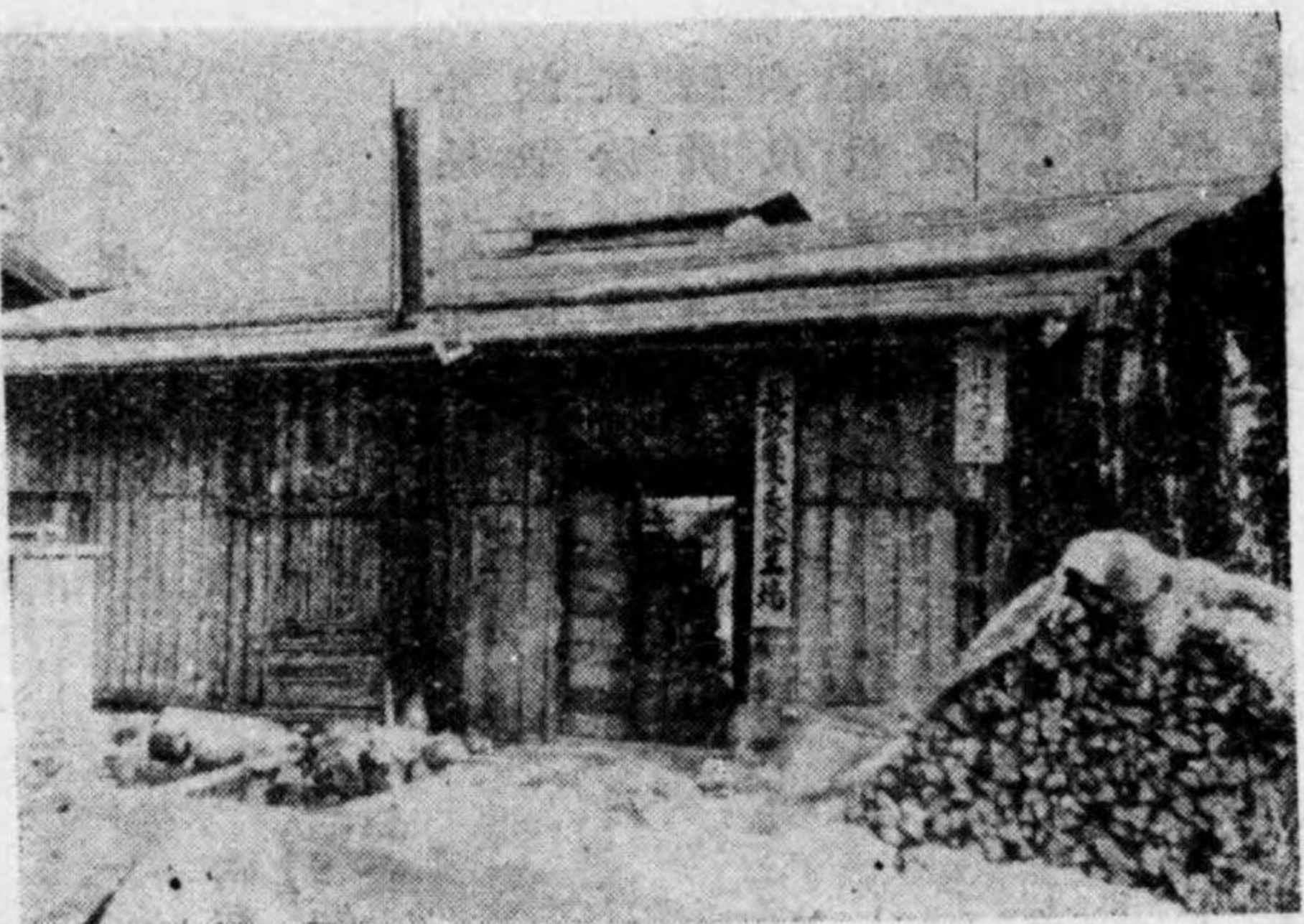
鮎増殖獎勵事業 鮎の増殖を計られしが爲め琵琶湖産小鮎並に海産小鮎十萬尾を縣下木曾川水系、信濃川水系、諏訪湖に放流する。

養鯉養鰻の獎勵事業。魚苗の購入斡旋を爲すと同時に之等の事業の實施指導をなす。

河川調査事業 縣下各水系に於ける漁業狀況の基本的調査を爲し、水産獎勵の資料たらしめる。

寒天改良獎勵事業 寒天は本縣の水産製造物中の王座を占むるものであり又本邦に於ける重要な貿易品だから之に對しては大に其改良に力むるの要があるのであるが實際寒天製造業の現況は幾多の研究と改善とを要するものがあるから、新に試験研究工場を設け

試験研究の結果に基き實地の指導を行はんとしてゐる。



四三七

魚族保護調査 魚介の保護養殖に關する試験調査であつて鱒の素質試験研究の如き、稻田養鱒試験の如き或は魚族保護調査の如きは之れである。其の他。水産業に關係を有する一切の事項の調査研究を行ふ。(長田)

水産増殖事業其の他に對する獎勵金交付狀況一覽表

事業名	昭和四年度		昭和五年度		昭和六年度		昭和七年度		昭和八年度	
	補助組合數	補助金額	補助組合數	補助金額	補助組合數	補助金額	補助組合數	補助金額	補助組合數	補助金額
小鮎放流事業	1	100	1	80	5	6,846	5	3,740	4	11,130
鰻放流事業	1	100	2	90	3	2,644	2	4,160	1	900
鯉放流事業	7	4,370	9	5,330	11	4,044	7	3,749	8	3,915
鱒放流事業	2	960	2	900	3	4,044	4	1,790	8	9,300
赤魚放流事業	3	1,900	2	600	5	1,080	6	2,641	5	3,800
鮪放流事業	1	600	1	600	1	700	1	700	1	700
鮪放流事業	1	600	1	600	1	700	1	700	1	700
イサザ放流事業	1	600	1	600	1	700	1	700	1	700
モロコ放流事業	1	600	1	600	1	700	1	700	1	700
公魚放流事業	1	600	1	600	1	700	1	700	1	700
蝦放流事業	1	600	1	600	1	700	1	700	1	700
蜆放流事業	1	600	1	600	1	700	1	700	1	700
養鯉研究事業	1	600	1	600	1	700	1	700	1	700

事業名	補助組合數	補助金額
寒天改良試験	1	100,000
鱈養殖試験	1	100,000
講習講話事業	1	100,000
寒天事業調査	1	20,000
諏訪湖調査事業	1	20,000
補助合計	14	750,000

第二項 漁業處分

漁業處分は免許漁業の調査、副申、處分並に許可漁業の處分であつて昭和七年度に於ける免許漁業取扱件數は二三件で内定置漁業の免許件數は一六件であつた。

又許可漁業處分件數は四七二件で最近二ヶ年間の水系別、郡別に之を表示すれば次の如くである。(長田)

(一) 千曲川に於ける漁業許可件數

郡市名	年度	許可件數	許可を得たる漁業者數	許可水面使用自由漁業件數				
				石塚漁業	魚根漁業	瀬付漁業	四ツ手網漁業	鵜飼漁業
小縣郡	六年度	470	28	42	16	3	1	1
	七年度	407	25	39	9	3	1	1
南佐久郡	六年度	137	9	10	7	3	1	1
	七年度	26	9	9	7	3	1	1
北佐久郡	六年度	82	50	7	7	1	1	1
	七年度	9	50	7	7	1	1	1
更級郡	六年度	145	7	10	3	1	1	1
	七年度	77	7	3	3	1	1	1

(二) 犀川に於ける漁業許可件数

郡市名	年度	許可件数		公共水面使用 許可件数
		許可者数	許可を得たる漁業者数	
埴科郡	七年度	175	470	137
上高井郡	七年度	179	470	137
上水内郡	七年度	163	168	107
上田市	七年度	224	137	163
計	七年度	1,011	3,477	767
	六年度	926	3,697	787
松本市	七年度	51	51	11
長野市	七年度	23	13	1
上水内郡	七年度	21	21	11
東筑摩郡	七年度	29	39	11
北安曇郡	七年度	36	35	11
南安曇郡	七年度	22	22	11
計	七年度	186	186	73
	六年度	186	186	73

(三) 天龍に於ける漁業許可件数

郡市名	年度	許可件数		公共水面使用 許可件数
		許可者数	許可を得たる漁業者数	
諏訪郡	七年度	10	10	1
上伊那郡	七年度	15	15	1
下伊那郡	七年度	40	37	1
計	七年度	204	192	15
	六年度	204	192	15

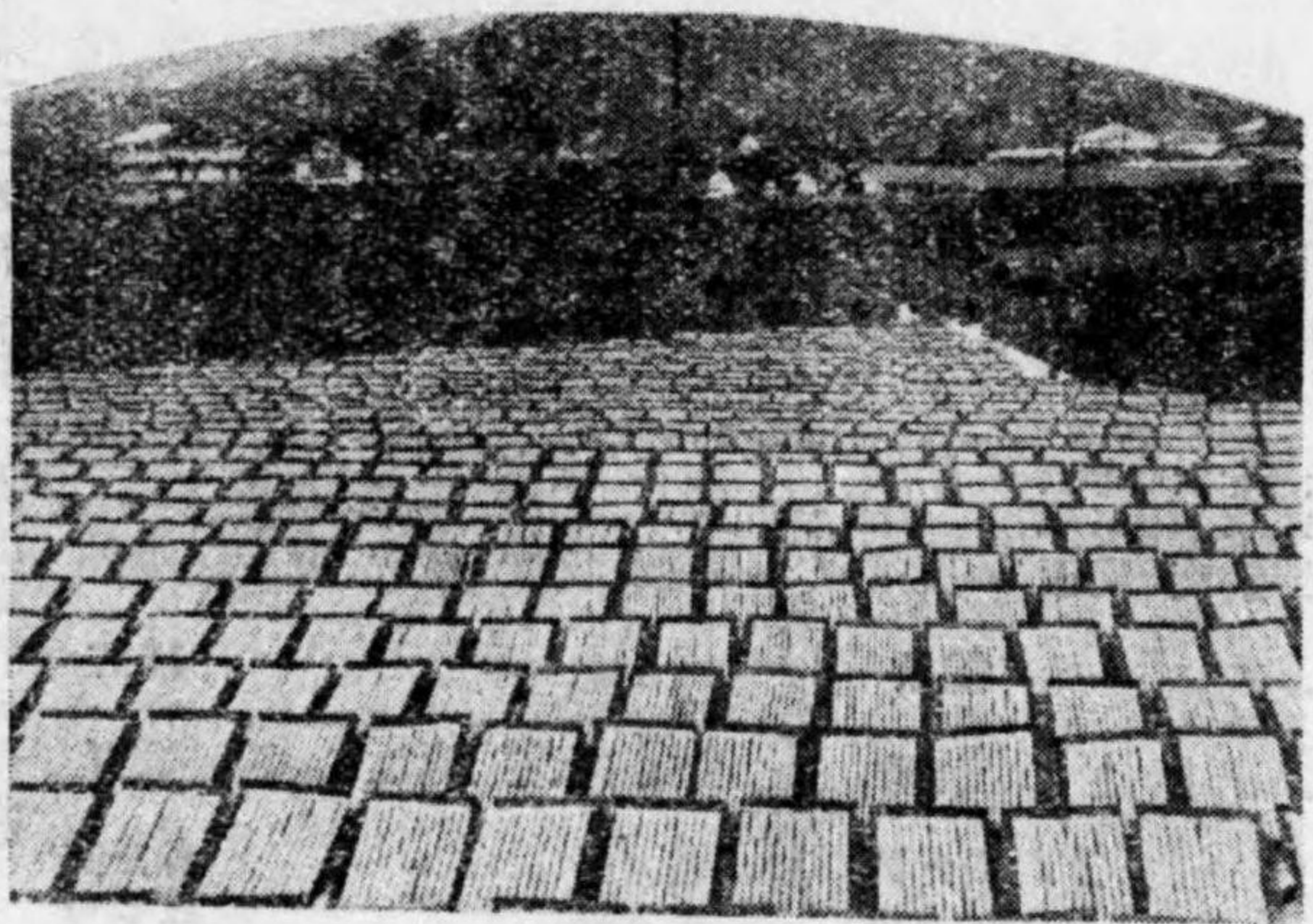
(四) 木曾川水系に於ける漁業許可件数

郡市名	年度	許可件数		公共水面使用 許可件数
		許可者数	許可を得たる漁業者数	
西筑摩郡	七年度	11	11	1
計	七年度	11	11	1
	六年度	11	11	1

(長田)

第五節 寒天検査

三



寒天製造庭場(角寒天乾燥實況) (諏訪郡川村)

沿革

販路を海外及び内地に有し、用途日に多きを加へつゝありし、本縣の寒天業も經濟的不況に遭遇し、業者の窮況甚だしく無謀なる競争をも敢てするに至り勢ひ粗製濫造の弊に陥り、水産組合に於て角寒天の製品検査を行はざるを奇貨とし、業者各自無節制なる格付を行ひて市場或は需要家に出荷した依つて、此の儘に推移せんか將に寒天業の危機を招來せんとするの狀勢を示した、茲に於て信濃寒心太産組合に於て生産並に販賣統制の建て直しに努むるの外斯業に對する窮迫打開の途なしとし縣營検査實施を要望して昭和七年九月廿三日同年十一月五日の二回に亘り請願書を知事に提出した、縣も亦所見を同うし同七年度より急遽縣營検査の實施の方針を樹て、検査手数料徴收關係上、同年十一月十一日道府縣手数料令に基く重要物産の指定種類名追加の申請を行ひ、同年十二月十五日之が追加を見るや同年十二月十五日付を以て縣營検査實施認可を申請し、即日認可を得同年度に於て縣豫算に検査費 八、二六四圓追加計上し茲に検査業務を十二月二十五日より實施した。而して寒天縣營検査の實施を必要とする理由は

由來寒天は年産額三百萬圓に達する本縣の重要物産たるのみならず、本邦の重要貿易品も數へられ、即斯業の隆替は輸出貿易にも重大なる關係を有するものである處昭和七年の日支事變は對支貿易を停頓せしめ、又一方經濟不況は愈々斯業の經營に困難を招來し、爲めに此國際商品たる重要物産なる點をも顧みる所なく、國內に於ても其數多からざる各生産地間に於て互に排他的中傷の劣策を弄する者を生じ徒らに無用の競争をも展開するに至つたので、國益増進上到底坐視するに忍びず茲に於て此惡弊を一洗して、愈々優良品産出助長に依つて従前の聲價の維持を計ると共に合理的生産増加を計るべきを痛感せしめられたのが動機であり而して從來此問題は屢々地方長官會議にも國營輸出検査實施を要望せられた所であり、又輸出港に於ける商品取扱の實情と國內販賣の無統制とは此儘に放任しては到底規格の統一或は品質の改善を望み得られざる狀態であり旁々茲に先以て縣營生産検査を施行して國營検査の前驅たらしめようとしたものである、尙又検査の必要なることは寒天製造の實際に徴するも寒天の原料たる海藻は種類頗る多く、其の産地、生産時期によりて品質の性状を異にするが爲め、製品の規格の單純化と統一とは相當の難事なるにより、此目的達成の爲にも積極的の指導獎勵の方面に力を入れると共に他面此消極的助長策たる生産検査を施行することが緊要事でもある。かくして進んで優良品の産出を獎勵し更に直接賣統制に資せしめ以て寒天業の合理的進展を計らんとする所から發足したものである次に

寒天検査の方法 之を強制検査とし、寒天の品質、形狀、重量、色調、光澤、残渣及混合物、乾燥着色染料に付き検査を行ひ、必要によりては凝固度及び含有物質の検査をも行ひ、特等、一等、二等、三等、四等の五等級に格付を行ふ。又検査済品に對して該當等級の證票及び封緘紙を貼付することとし、出荷の際の荷造包装に對して検査済品なることを表示する爲め、「檢了」印を押捺す

三

る。

初年度(昭和七年度)の寒天検査実績は検査件数二、三七二件にして受検数量は角寒天二二、九四九相餘、細寒天三三三、〇八七斤餘(昭和六年度以前の生産に係はる持越品の検査を施行しない)にして検査手数料五、三二八圓を收入した。而して寒天検査實施によりて齎し得たる効果は次の通りで所期以上の実績を収め得たのである。

寒天検査の効果

- (イ) 品質の改善に資したること。検査基準に基きて嚴重なる検査を執行せる結果、禁止藥品使用の弊風を除き、荷造結束に不正品の挿入防止をなし得たる等、格付検査の結果、各製造工場は競ひて優良品の製造に力め、爲めに著しく品質の改善を爲し得た。
- (ロ) 市場の信用を高め得たること。相當規格の統一を爲し得られ、縣營検査は商品の市場信用を増進せしめ得た。
- (ハ) 海外市場に信州寒天の存在を知らしめ販路擴張に資し得たること。製造當初に於ては下位等級の産品を出し、爲めに検査等級證票は商取引に不便なる感を與へたるも、製造の中頃より末期に亘りて優良等級の製品を産出したる爲め、取引商人の南洋方面への角寒天輸出に當り、検査等級證票を取除くことなく輸出したるが爲め信州寒天の存在を知らしめたるのみならず、角寒天の海外販路の擴張に多大なる貢献を爲し得た。
- (ニ) 生産者の利益を増進し商取引を是正し得られたること。生産者は検査實施當初より縣營検査を喜び、公正なる取引により利益を増進し得たるのみならず、一般の商取引に於ても舊來の取引の弊風を相當匡正し得た。

(ホ) 一般の生産經濟を緩和したること。製造の規格統一、市場信用増進、品質の改善等によりて生産者は勿論取引業者にも便益を増し、生産經濟を緩和し得た。

(ヘ) 信州寒天品質改善に付き更に改善を要求せしめらるゝに至りたること。信州寒天の特失を明かに市場に認識せしめたる結果、之が欠點に付きては特に各地に於て指摘改良を要求せらるゝに至つた。(長田)

第六節 水産業の団体

本縣の水産業の団体にして法規に準據して設立せられたるもの三あり、水産會、漁業組合及び水産組合之れである。

第一項 水産會

水産會法によりて設立せられたるもの僅に南佐久郡水産會の一団体のみである。同會は大正十五年六月の設立で水産業の改良發達を目的とし之が爲めに必要なる指導其の他諸般の施設を爲さんとするものである、而して地區を南佐久郡一圓とし、地區内の(一)營利を目的とする養鯉業者、(二)鯉販賣業者、(三)鯉加工業者等を會員として水産會を構成する。會員數約七百名、組合事業としては販路の擴張、販賣仲介斡旋事業、鯉苗改良試験等である。(長田)

第二項 漁業組合

縣内の漁業組合總數三十二の外漁業組合聯合會がある、内譯湖沼に依る漁業組合五、河川漁業組合二十七である。

湖沼漁業組合の設立最も古きものは仁科三湖に於ける三湖漁業組合であつて大正十四年に至り、

青木湖漁業組合及び木崎湖漁業組合に分立してゐる、尙諏訪湖漁業組合は明治四十五年の設立である。

河川漁業組合に於て最古のものは大正十年設立の鳥居川漁業組合で之に次ぎては同十一年創立の木曾川漁業組合である。

組合地區は一町村より數ヶ町村乃至郡區域に亘り、或は更殖漁業組合の如く二郡に跨る組合地區を有するものもある。

組合の獲得する漁業權中、専用漁業權は八件で内河川漁業組合に於て七件を有し、諏訪湖漁業組合に於て一件を取得せるもので、區劃漁業權にありては湖沼漁業組合に於て二件を取得し、河川に區劃漁業權を設定して之を所有する漁業組合は三團體である。

縣内漁業組合を水系前に配列し、其の概要を示せば別表の如くである。(長田)

第三項 水産組合

水産組合は一團體のみで即信濃寒心太水産組合之れである。

同水産組合の沿革に付ては明治二十六年寒天業者は横濱海産商組合の進言を容れ、業者従來の弊風の匡正及び製品改善の爲め信濃寒心太諏訪組合組織するに至り、同三十二年重要輸出品同業組合法に基き、信濃寒心太諏訪同業組合と改稱し、同三十四年發布せられたる漁業法に依り、翌三十五年信濃寒心太諏訪水産組合に組織替を行つた、大正八、九年財界の好景氣に惠まれ寒天の増産著しく、従來一絲亂れざりし生産統制は遂に破壊せられて亂買となり、組合に於て組合員の生産制限を行はんとすれば地區外に製造所を移して奇利を計らんとするものあり、茲に於て組合地區を長野縣一圓に擴張するの必要に迫られ、大正十年二月定款を變更し、信濃寒心太水産組合と改稱するに至つ

漁業組

漁業組合名	事務所所在地	設立年月日
諏訪湖漁業組合	諏訪郡上諏訪町	明治四〇・六・二
木崎湖漁業組合	北安曇郡平村三	大正一五・六・一
青木湖漁業組合	同村大字築場	同 一四・二・二
野尻湖漁業組合	上水内郡信濃尻村六	昭和三・八・一
北相木漁業組合	南佐久郡北相木村三九六	同 四・三・一
南佐久漁業組合	同郡白田町	同 二・三・三
北佐久漁業組合	北佐久郡岩村田町大字岩村田三	同 七・五・三
上小漁業組合	上田市商工會議所内	同 三・三・二
更埴漁業組合	更級郡上山田村大字上山田三六	同 二・八・一
千曲川漁業組合	上水内郡柳原村三三〇	大正三・七・一
鳥居川漁業組合	上水内郡古間村字古間七〇	同 一〇・一〇・一
鳥居川鳥神漁業組合		同 一三・二・一
高水漁業組合	下高井郡木鳥村役場	同 一五・三・三
下高井漁業組合	下高井郡中野町役場	同 一四・二・七
犀川上流安曇漁業組合	南安曇郡安曇村一、〇六一	同 一四・二・一
犀川上流波多漁業組合	東筑摩郡波多村役場	昭和二・二・三〇
奈良井川漁業組合	同郡洗馬村三四三	同 三・九・一
松本漁業組合	松本市清町五七	大正一四・四・三〇
高瀬川漁業組合	北安曇郡大町三、五四八	同 一四・二・七
犀川漁業組合	南安曇郡高家村	同 一四・四・三〇
犀川手村漁業組合	東筑摩郡上川手村役場	同 一三・五・九
七貴漁業組合	北安曇郡七貴村一三六	昭和三・九・六
犀川穂高漁業組合	南安曇郡穂高町六〇、〇、〇	大正一五・六・二
犀川中川手漁業組合	東筑摩郡中川手村役場	同 一三・六・六
犀川中部漁業組合	同郡生坂村一九三	昭和二・一・二五
諏訪東部漁業組合	諏訪郡豊平村二、七	同 三・九・四
天龍川漁業組合	上伊那郡伊那町	大正三・六・四
下伊那漁業組合	下伊那郡龍江村字ツルシ七、一三三	同 一三・一〇・一〇
木曾川漁業組合	西筑摩郡福島町	同 一三・七・三
姫川漁業組合	北安曇郡南小谷村役場	同 一五・九・七
信級漁業組合	更級郡信級村字柳久保	同 一三・一〇・二九
長野縣漁業組合聯合會	長野縣廳	昭和四・〇・一

漁業組合一覽

所在地	設立年月日	組合地區市町村名	員數	地域水面	取得漁業權	最近ノ組合豫算額	最近ノ組合決算額	組合ノ主ナル事業	共同施設
川岸、平野、長地、下諏訪、上諏訪、四賀、中洲、豊田、淡、湖南十ヶ町村	明治四〇・六・一五	川岸、平野、長地、下諏訪、上諏訪、四賀、中洲、豊田、淡、湖南十ヶ町村	一、三四〇名	諏訪湖	専用。免許。五ヶ所	五、〇五五、四、四四六	五、〇五五、四、四四六	魚介増殖、漁業取締、魚族保護、漁獲物共同販賣、湖ノ調査、加工試験	孵化養成地五〇〇〇坪共同販賣所四ヶ所
平村ノ内、海ノ口、稻尾、森、三部落	大正一五・六・五	平村ノ内、海ノ口、稻尾、森、三部落	一三五	木崎湖	免許昭和八・七	四六四	一七四・〇三	魚族養殖、漁業取締	ナシ
平村ノ内、加藏、青木、中綱、三部落	同 一四・二・三	平村ノ内、加藏、青木、中綱、三部落	五二	青網湖	免許大正一四・四	五七〇	六二〇・〇〇	魚族養殖、魚族保護、漁業取締	孵化場二ヶ所 漁船々庫一ヶ所
信濃尻村ノ内、野尻、菅川、二部落	昭和三・八・七	信濃尻村ノ内、野尻、菅川、二部落	一四	野尻湖	個人有區劃漁業權アリ	五〇〇	一三・八七	魚族養殖、魚族保護、共同販賣	ナシ
北相木一ヶ村	同 四・三・五	北相木一ヶ村	三三	北相木川	區劃。免許昭和二・六	六二	五・〇〇	魚族増殖	ナシ
海瀨、青沼、田口、平賀、中込、櫻井、野澤、白田、前山、榮、切原、十一ヶ町村	同 二・三・六	海瀨、青沼、田口、平賀、中込、櫻井、野澤、白田、前山、榮、切原、十一ヶ町村	三六〇	及千曲川	區劃。免許昭和二・六	一、二五〇	九七四・六五	魚族増殖、魚族保護、漁業取締	ナシ
高瀬、御代田、六ヶ町村	同 七・五・二〇	高瀬、御代田、六ヶ町村	四三	湯川	區劃。免許昭和八・二	四九五	—	同右	ナシ
小縣郡十七ヶ町村、北佐久郡三ヶ町村及上田市	同 三・三・三	小縣郡十七ヶ町村、北佐久郡三ヶ町村及上田市	五〇一	千曲川	専用。免許昭和六・三	二、六三四、二六・一五	—	魚族増殖、漁業取締、資金貸付、魚族保護、漁獲共同販賣	所 孵化場五ヶ所 共同販賣所一ヶ所
更級埴科二郡十七ヶ町村	同 二・八・五	更級埴科二郡十七ヶ町村	四〇〇	千曲川	専用。免許昭和六・三	一、八〇四、一七〇・七〇	—	魚族増殖、漁業取締	ナシ
大豆、朝陽、柳原、長沼、川田、島内、井上、日野、豊洲、小布施、十ヶ町村	同 二・七・一	大豆、朝陽、柳原、長沼、川田、島内、井上、日野、豊洲、小布施、十ヶ町村	二七五	千曲川	専用。免許昭和四・四	三、四九一、〇〇六・五〇	—	同右	増殖場一ヶ所 蓄養池一ヶ所
水、戸隠、六ヶ町村	同 一〇・一〇・六	水、戸隠、六ヶ町村	五〇	鳥居川	設置。一ヶ所	二、二七四	五五五・三三	同右	養魚場一ヶ所
鳥居、神郷、二ヶ町村	同 一三・二・三	鳥居、神郷、二ヶ町村	七	鳥居川	—	四九〇	四三四・〇〇	魚族増殖、魚族保護	増殖場一ヶ所
木嶋、往郷、穂高、瑞穂、俊、常盤、市川、堺、秋津、飯山、内、外、太田、岡山、水内、中野、高丘、平野、延徳、夜間、瀬、日野、十一ヶ町村	同 一四・二・七	木嶋、往郷、穂高、瑞穂、俊、常盤、市川、堺、秋津、飯山、内、外、太田、岡山、水内、中野、高丘、平野、延徳、夜間、瀬、日野、十一ヶ町村	六五	及千曲川	—	二五〇	一六・一〇〇	魚族増殖、漁業取締	ナシ
安曇一ヶ村	同 一四・二・二	安曇一ヶ村	三五九	梓川	—	五二〇	二八・八九	同右	ナシ
波多、棒字八景山、二ヶ村	昭和二・二・二〇	波多、棒字八景山、二ヶ村	一五〇	梓川	—	二九一	六〇〇・〇〇	魚族増殖	増殖場一ヶ所
片丘、壽、神林、今井、宗賀、洗馬、廣丘、笹賀、芳川、朝日、塩尻、十二ヶ町村	同 三・九・一	片丘、壽、神林、今井、宗賀、洗馬、廣丘、笹賀、芳川、朝日、塩尻、十二ヶ町村	六〇〇	奈良井川	専用。免許昭和八・四	一、〇四〇	九〇五・二六	魚族増殖、漁業取締、魚族保護、河川調査	ナシ
松本、鳥立、一市一村	大正一四・四・三〇	松本、鳥立、一市一村	八〇	奈良井川	—	三・六	九七・四三	魚族増殖	ナシ
鹿島、大、社、常盤、四ヶ町村	同 一四・二・七	鹿島、大、社、常盤、四ヶ町村	一〇五	高瀬川	—	四七〇	四八五・〇〇	同右	ナシ
高家、豊科、島内、三ヶ町村	同 一四・四・三〇	高家、豊科、島内、三ヶ町村	一九五	高瀬川	—	二二八	六六・〇〇	魚族増殖、漁業取締	ナシ
上川手一ヶ村	同 一三・五・九	上川手一ヶ村	一三六	高瀬川	—	二四〇	二四〇・〇〇	魚族増殖	ナシ
七貴一ヶ村	昭和三・九・六	七貴一ヶ村	二九	高瀬川	—	八五	一三三・〇〇	同右	ナシ
南穂高、穂高、北穂高三ヶ町村	大正一五・六・二	南穂高、穂高、北穂高三ヶ町村	一〇三	犀川支流	—	三三三	四二・八五	魚族増殖、漁業取締	増殖場一ヶ所
中川手一ヶ村	同 一三・六・六	中川手一ヶ村	一三五	犀川	—	六七五	六七五・〇〇	同右	増殖場一ヶ所
東川手、生坂、陸郷、廣津、四ヶ村	昭和二・一・二五	東川手、生坂、陸郷、廣津、四ヶ村	一八〇	犀川	—	五四九	九〇〇・〇〇	魚族増殖	ナシ
永野、米澤、北山、湖東、豊平、泉野、玉川、宮川、金澤、原、富士見、十一ヶ村	同 三・九・二四	永野、米澤、北山、湖東、豊平、泉野、玉川、宮川、金澤、原、富士見、十一ヶ村	三三六	北宮川	専用。免許昭和八・四	九四八	六八・二〇	魚族増殖、漁業取締、魚族保護、講習講話	ナシ
上伊那郡二十五ヶ町村	大正一三・六・四	上伊那郡二十五ヶ町村	一、八七〇	北宮川	専用。免許昭和八・四	四、二九八、三、五八三・六六	—	魚族増殖、漁業取締、講習講話	ナシ
下伊那郡二十六ヶ町村	同 一三・一〇・二〇	下伊那郡二十六ヶ町村	二、三四四	天龍川	専用。免許昭和四・四	二、五八五、二、四八六・四一	—	魚族増殖、魚族保護、漁業取締	増殖場一ヶ所
西筑摩郡十四ヶ町村	同 一三・一〇・二〇	西筑摩郡十四ヶ町村	二、三六	木曾川	區劃。免許大正一五・六	三、八六二、一、九〇・六〇	—	魚族増殖、漁業取締、魚族保護、漁業調査、魚族保護、	ナシ
北城、南小谷、中土、北小谷、四ヶ村	同 一五・九・七	北城、南小谷、中土、北小谷、四ヶ村	三三八	姫川一帯	—	三三八	—	魚族増殖	ナシ
信級、津和字鷹ノ集	同 一三・一〇・三九	信級、津和字鷹ノ集	三九	柳久保池	—	八〇	五六・〇〇	魚族増殖	ナシ
信級、犀川上流波多、二組合ヲ除ク二九組合	昭和四・一〇・一	信級、犀川上流波多、二組合ヲ除ク二九組合	二九組合	柳久保池	—	一、五二五	七六七・二二	魚族増殖	ナシ

た。

昭和六七年に至りては經濟不況の影響を蒙りて、自力工場を運轉し得られざるもの次第に多きを加へ又一方京阪地方の業者の資金流入浸潤するに至り、所謂「賃焚き」を行ふものも次第に増加し、茲に再び組合の統制を亂さるゝに至りたるを以て同七年十月定款を變更し、地區内に於て製造所營業所を有するものは何れも強制加入を爲さしめ、組合の統制に服さしむることとした。而して

組合の目的は寒天事業の改良發達を圖り營業上の弊害を矯正し、組合員の共同の利益を圖るにあり、即組合事業としては(一)寒心太製造又は販賣の指導監着、(二)寒心太價格維持の協定、(三)寒心太の販路調査及共同販賣の奨励、(四)寒心太製造用諸物資の共同購入旋幹、(五)共進會品評會の開催、(六)講習講話會の開催、(七)斯業功勞者又は模範從業者の表彰、(八)仲裁判斷、(九)其他組合目的遂行上必要な諸般の事項等を掲げてゐる、次に組合事業の現下の重要なものは生産統制及び販賣統制であつて生産統制としては製造期間の決定、細寒天の強制及び組合への強制提出であつて販賣統制としては角寒天の強制積置き、之に要する爲替金の調達及貸付、價格の協定、共同販賣等である。(長田)

昭和九年五月五日印刷
昭和九年五月八日發行
(非賣品)

編輯者 長野縣內務部農商課
發行者 長野市妻科一七三
印刷人 大日方利雄
印刷所 長野市南縣町六五七
信濃毎日新聞社

14-4
1009

終